

国立大学協会

會 報

昭和32年11月
第13号

イールズ事件の想ひ出

外遊中に拾つた三つ話題

九州工大とレハイ大学

一、事業報告

第十四回総会、役員会、委員会……等

二、会計中間報告

昭和三十二年度半期決算

三、彙報

会則・各役員・各委員等一覧表

要望書・意見書

……等

埼玉大学長

遠藤 隆次

九州工業大学長

嘉村 平八

高橋 里美

会 報

(第十三号)

国立大学協会

目 次

二、会計中間報告

昭和三十二年度半期

(自昭和三十三年四月一日
至昭和三十三年九月三〇日)

決算……………六

附 財産目録

イールズ事件の想ひ出
外遊中に拾つた三つの話題
九州工大とレハイ大学

九州工業大学長 嘉村 平八…九

高橋 里美…一
埼玉大学長 遠藤 隆次…六

一、事業報告

- 1、第六常置委員会(昭和三二・六・一三)……………三
- 2、第七常置委員会(昭和三二・六・一三)……………三
- 3、役員会(昭和三二・六・一四)……………三
- 4、第拾四回総会(昭和三二・六・一四)……………三
〔二五〕 両日……………三
- 5、科学技術教育振興に
関する連絡委員会(昭和三二・七・一一)……………四
- 6、科学技術教育振興に
関する連絡委員会(昭和三二・九・一八)……………四
- 7、第一常置委員会(昭和三二・九・一九)……………五
- 8、役員会(昭和三二・九・一九)……………六

三、彙 報

- 1、国立大学協会会則……………六
- 2、国立大学協会役員一覧表……………三〇
- 3、各常置委員会委員一覧表……………三〇
- 4、科学技術教育振興に関する連絡委員会委員……………三二
- 5、各専門委員一覧表……………三一
- 6、第二常置委員会委員長選任……………三三
- 7、要望書の提出(第拾四回総会)……………三三
- 8、教員養成制度に関する意見書の提出(第拾四回総会)……………三三
- 9一、科学技術教育振興に対する意見書の提出……………三五
二、教員養成における科学、技術教育の刷新振興についての意見書
の提出……………三六
- 10、大学が求人側に対し卒業予定者の推薦を開始する時期等につ
て……………三七

イールズ事件の想い出

高橋里美

イールズ事件といつても今では知つてゐるものも少いことと思う。イールズ旋風の渦中にあつた私にも、何か遠い昔の夢のようなうすぼんやりした記憶しか残つてゐない。記憶力が弱いくせに大のおつくりがりで、凡そメモというものを取ることに嫌いな私の想い出で話だから色々間違もあるが、私のその時の心境を、東北大学から送つて貰つた簡単なメモをたよりにして書いて見ようと思う。

イールズ氏は元来GHQに於ける大学制度担当者であつて、私は大学設置委員会やその他の会議で屢々その風貌を望見しその意見をきく機会があつたが、氏と直接の交渉をもつたのは、一県一大学の構想を携えて私が当時校長をしてゐた山形高等学校に廻つて来た時である。私はその当時いわば大学の学区制に類した考えを有つてゐた。東北地区の高等学校をジュニアカレッジとして保存し、その卒業生を大体東北大学に收容すれば、学生の経済的負担を軽減すると共に東北全域の秀才を東北大学に集めることが出来、それが同大学の将来の発展に寄与し、その結果大学の不健全な大都市集中の弊を防止し、延いては人口の大都市集中を緩和する国土計画にも副うものと考えていたのである。

これは私のかねてからの持論で、独乙などでは必ずしもベルリン大学が最高の権威ではなく、各地に特色ある優秀な大学が散在する実情を見て羨ましく思つてゐたからでもある。尤もこの大学々区制も余りに形式的に流れて学生の大学選択の自由を不当に束縛することのないように適当な考慮が払われなければならない。私はイールズ氏に向ひ、真実をいうことは解決への最善の途であると前提して、私のこの見解を述べて彼の所説を真向から反駁したが、当時ジュニアカレッジを認めなかつた彼の容れる所とならなかつたのは当然である。氏は後になつてジュニアカレッジを認めるようになったが、それは氏の変説なのかそれとも計画的であつたのか私は知らない。

イールズ氏はあとで大学制度担当から学生の思想問題担当に廻されたが、それには氏に気の毒な事情もあつたとも書いてゐる。ともかくその結果イールズ旋風なるものが巻き起ることになつたのである。イールズ氏が講演に行くところ、どこかの大学でも多少のトラブルが起つたが、その被害の甚大なること東北大と北大とに若くものがないであろう。東北大ではそれまで学生運動のために東大や京大のように深刻に悩まされたことがなく、学園は比較的に平静を保つてゐたせいもあつて、イールズ来るときにも別段その為の対策を準備する所はなかつた。尤も多少の騒ぎは免れまいと考へたので氏の来訪（昭和二十五年五月二日）を受諾するか否かについて予め学部長会議に諮り、受諾に決めてゐた。氏の来訪に先立つて（四月二十六日）学生細胞の両三名が私に会見を申込みて来たので、学生部長及び事務局長と一緒に学長室で会うことにした。彼等がイールズ氏来学に対する大学の態度について質問したので對して、イールズ氏が来て何か言いたいならきいてやつてもよいではないかその言うことに善いことがあつたら参考にするもよし、納得しかねるものならばそれに従ふ必要はない、判断はこちらの自由である。何も氏の来訪を恐れることはないではないか。そのために授業を休むのはどうかというが、これまでも講演会で休講したことがあるではないか。諸君はイールズ氏の来学が公式か非公式かを問題にしてゐるが、それはどちらでもよいことで、大学としては氏の来学を受諾することに学部長会議で既に決定しいると答へたところ、彼等は余り理窟をこねることもなく比較的あつさりと言ひさがつて行つた。この様子では案外大したこともあるまいと考へたのは大なる不覚であつた。騒動は最初の出足にも似ず急速に強大となり、イールズ氏来学の前日にはY学生部長の吊上げにまで発展した。Y教授は前年の春なお寒い頃、I教授と共に学長選挙の結果を齎らして山形高校長辞任後俄か百姓をしてゐた私に学長就任の勸説に来られた関係もあつて、誰れも嫌やがる学生部長を恐らく私のために敢て引き受けられ、学生をその大らかに温かい心で抱擁して善導しようとして居られただけに、この騒動のために本部の前の松の木の下に数時間に亘つて吊上げられるに至つたことは、同君に取つて絶大の幻滅であつたであろう。私は今に至るまで同君に對して非常に御氣の毒にも思ひま

た深く相済まぬことと感じている。翌二日愈々イルズ氏が来学して第一教室で講演することになった。会場には東北大の諸先生や仙台市内の大学の諸先生の他に、多数の大学生等がつめかけ立錐の余地がなかつた。文部省のH課長の顔も見えた。ところで私がイルズ氏の紹介を始めるや否や、学長質問ノ学長質問ノという大きな叫び声が階段教室の上部の両側から盛んに起つた。私は質問には講演後に答える、今はそれに応じないといつて、イルズ氏をうながして壇上に立つて貰つた。氏は例によつてイルズとは鰻の意味などと語り出したが、四囲の喧騒は益々烈しくなるばかりで、流石の氏も遂に立往生するの已むなきに至つた。氏の同意をえて講演中止を宣したが、私の声も騒音に吞まれて場内に徹しなかつた。この日の講演会はこれで全く台なしになつてしまつたが、翌日の氏と教授との懇談会は学生の妨害もなく無事行われた。その際イルズ氏は、日本の大学が範とした講義本位の独乙流の教育を非難し、特に教授法について話をしたが、その教授法の如きは小学生的の教育などには或は適当かも知れぬが大学教育に対しては誠に馬鹿気た内容のものであつた。講演の後氏は私に向つて感想をきくので、私は日本の現状では独乙流の教育も或る程度まで必要であることを述べ、又それに連関して理論の中和性について説明し、これを徹底的に論ずるには二三時間ではかかるだろうと答へたら、氏は自分は哲学者ではないからといつて逃げてしまつた。これでイルズ氏は帰つたが、その後が大変であつた。即ち左翼学生が音頭を取つて全学生蹶起大会を開き、処きらわず過激なピラは貼るちらしはまく学内をデモルといつた大騒動なのである。私は学長室の窓からワツシヨワツシヨと狂乱している学生の姿をみて、大学もこんな状態になつたのかと深く慨嘆せずにはおられなかつた。

初め私は愛と誠意とを以て臨めば学生にも解つて貰えるといつた旧時代の甘い考でいたが、左翼的学生は瀕りに面談を強要するけれどもそれは聴いて解かろうとするためではなくて、ただ要求し抗議するためである。そうとすればこちらもそのつもりになつて対処せねばならぬ。そこで私は、この事件については本学以外の学生には会わぬこと、学生委員にのみ会うこと、会う場所は戸外ではなくまた私宅でもなく学長室に限ること、またこれは全学に関する事件だから単独には会わず学部長列

席にて会うことにきめた。この方針、殊に学部長列席で会うことは確かに効果的であつた。然し五月四日に至り彼等は遂に大挙して本部の学長室に乱入するに至つた。その日は不穩の形勢あるを察知したので、出来る限り学部長諸君に集つて貰い、本部職員も万一を警戒して局長室に集詰して居た。然る所に学生群は例によつて掛声勇ましく本部玄関に押寄せて来た。彼等は事務員の阻止きかばこそ実力を行使して互に烈しくもみあつた末遂に彼等は階段を駆け上り第一の扉を突破することが出来た。彼等は勢に乗じて更に事務局長室の扉を押しあげようとしたが、中から事務員多数がおさえていて容易にあかないので、此度は鍵をかけた学長室の扉を押し開いてなだれ込んで来た。彼等を率いた委員長の陸士上りのS君は心得たもので、真先に電話器を取りはずして外部との連絡を遮断してしまつた。彼等のうちの猛者連は私や学部長などを取巻いて押し問答に及んだが、学生もN法学部長の強腰な交渉に押されて、結局数名の交渉委員だけを残り他は一旦室外に退くことに同意した。然し私の説明で皆の学生が満足するかどうか委員だけでは決しかねるといふので、入口の扉を開いて廊下に坐り込んでいる連中にも同時にきかせることにした。然し学生の要求は次第に強くなりどうしても私に玄関まで出て行つて戸外の学生にも説明して貰い度いといつてきき入れない。もし私が玄関に出れば戸外に押し出されて吊し上げに会うことは必定である。然し経済学部H教授の熱心な説得と斡旋が効を奏し、結局第一教室に学生に集つて貰い学長がそこにに向いて大学の態度を説明し学生の質問にも答える、但し学長は老体だから一定時間(一時間か二時間)以上は引留めないことに了解がついた。そこで私は学部長諸君に伴われてそこに赴いた。さて壇上に立つてみると、妙なことに私は講義する先生の気分になつて、イルズ氏の来講を承引するに至つた経緯を説明し、公式か非公式かは我々の問題でないこと、彼の主張に従うと否とは大学としても学生としても自由で何等拘束を受けないことを説明し、また荒木大將が文部大臣であつた昭和十三、四年の頃に起つた大学問題で当時の六帝大が結束して文部省に抗議し、大学の自治思想の自由を擁護したこと、それ故に大学に於ては研究が自由であり思想は自由であるが、然し真理は必然であることなどを話し、又学問と実践の關係弁証法

の批判等にも触れ、これらの問題を徹底的に論ずるには数日間の講義を要するだろう。諸君がこれらの問題に就いてもつきまき度いなら他の機会にいくらでも教えてやろうなどと、自分も講義をしているような長閑な気分になりながら話をしたが、聴いてる学生も別段騒ぎ立てもせず一寸呆気にとられた風にさえ見えた。かくして私は質問攻めにあうこともなく所定の時間でそこを切り上げることが出来た。

然しそれからの問題が重大であつた。学内の秩序をみだり、学長室まで闖入した学生をそのままに放置することは許さるべくもない。それで八日には大学の告文(その草案は法学部長N君が書いた)を発表し、九日には学部長会議に基きこの事件に関する臨時調査委員会が発足し、十三日評議会にて正式にこれを承認し、工學部のS教授が委員長になつた。学生は処分阻止に躍起となつていたので、学部長会議にしても委員会にしてもどうして嗅ぎつけるのか学生がすぐそこに押しかけてくるので、転々としてその場所を更えるしかなかつた。私自身も学生との面談を避けて、大学の他の舍宅や友人の家に泊めて貰つたりしたことは一再に止まらなかつた。

その時の私の心境は、先ず学生を憎まぬこと、少し位危害を蒙つてもひるまぬこと、出来る限り警察の手をかりぬこと、騒ぎさえすれば学長を辞任せせうという前例をつくらないために自ら進んで辞職せぬこと事件の解決は大学が教育的見地から自主的に行いGHQや文部省や警察の干渉を拒否すること等であつた。然し幸にして私は学生から何等の危害を受けず吊し上げにも逢わなかつた。当時は猶占領治下にあつたからGHQは文部省を通じて又は文部省自身の意志で私をやめさせることも出来たであろうが、両者とも賢明にもその挙に出ずることはなく、何等指図がましいことをいつては来なかつた。MPも警察もこの事件に関心を以て見守り、この騒動の主謀者について内偵を進めマークしていたものもあつたと思うが、別に直接に介入することはなかつた。私は常々学生に向つても大学の自治は治外法権を意味するものではないこと、ただ大学に警察権が及ぶのは特殊な教育機関としての大学の自治を脅かす恐れがあるから遠慮して欲しいと大学側から希望し、この希望を警察側でも尊重してくれているに過ぎないことを説示していたのである。大学で

なす処分は決して刑事的処分ではなく全く教育的見地からのものである。それを、警察が大学に処罰権を勝手に委譲するのは警察側の越権行為であると非難した代議士などもあつたように記憶するが、これは明かに刑事問題と教育問題を混同した謬見であつて、大学は刑事上の処罰権の委譲を警察側に要求したこともなく、警察側も大学にこれを委譲した覚えもあるまい。

かくて打ちつづく騒擾裡に調査委員会の仕事が進められ、五月二十六日にその作成した部厚い調査報告書が評議会に提出せられ、三十日と六月四日とに処分関係秘密評議会が開かれた。元來東北大では、学生の処分は各学部教授会によつて決定せられ、各学部長の名に於て発表する規則になつていたので、この事件についても同様の手続を取つたのであるが、事大全体に関し学部間のバランスの問題があるため、評議会での調整をする必要があつたのである。そのため評議会と学部教授会とをパラレルに開いて、評議会の意見を関係学部の教授会に伝えそれに対するその教授の意見を評議会に持ちかえつて検討するというようなプロセスを再三再四繰り返して遂に両者の一致点に到達したものであつて、中々手数のかかる且つ面倒なことであつた。最後の評議会は本部の会議室を避け医学部の会議室で開かれ、結局退学三、無期停学四、有期停学五、譴責三、戒告一、計十六名の処罰を決定したのである。この決定は北大の場合にも多少の参考になつたかも知れない。

ここに新しく私の問題となつたのは、果して文部省やGHQがこれ位の処罰で満足するだろうか、若しどちらかに文句があつたら私としてどうすべきであるかということであつた。あれだけの大騒動を起したのだから、文部省もGHQも大学の決定を大なる関心を以て見守つているに相違なく、そして或は私の杞憂であつたかも知れぬが、三十名とか四十名とか若しくはそれ以上の大量のそしてもつと厳しい処罰を適當として期待しているだろうと想像された。而かもMPがマークしている一学生が証拠不十分の故を以て処罰を免れているのだから、GHQではなお更不満に感ずるだろうと思われた。然し公平な調査委員会の報告に基いて学部教授会と評議会とが慎重なる検討を加えた上で決定した結論である以上は、大学としてはたとえ文部省やGHQから文句が出て大学自治

の建前からいつてこの決定を変更する訳には行かない。私は不当の干渉に対しては学長の職を辞してレジスタンスを行う外はないと密かに意を決するところがあつたが、丁度その時東北大の米人教師M君から、GHQでイールズの上役のL氏と同君が懇意だから、若し私が困まつていることがあれば出来るだけ助けたいという親切な申出があつた。そこで私は夜分に同君の官舎を訪ねて同君からL氏に長距離電話で連絡を依頼した。その内容は(一)東北大ではイールズ事件に関する学生の処分をかくかく決定したからそのまま承して欲しい、(二)若し了承がえられない場合には学長は辞職するつもりだという二点であつた。それに対するL氏からM君へOKを伝えて来た。だからやがて文部省からもOKをいつて来ることはほぼ確実に予想出来たのである。恐らく文部省もGHQに連絡して見て、案外容易にOKがえられたことを不思議にも思ひまたほつとしたことでもあろう。このM君を通じての氏との交渉は、会議にもかかわらず文部省にも通知せずに私の一存でやつたことで、いわば秘密事項に属するものだが、もはや時効にかかつているだろうから序にここに述べて置く次第である。

以上は東北大に起つたイールズ事件の概略であるが、この旋風は更に北海道大学に吹き荒れて一段とその猛威を振り、そのために伊藤学長は責任を感じて辞職されたのである。私は前述の如く、別に考える所があつて敢えて職に止まつたのであるが、真摯なる教育者としての同学長の胸中を推察して御気の毒に堪えない。イールズ氏の行く処、必ず多少のトラブルが起つたが、何故に東北大と北大とがその旋風の二つの大きな渦となつたかというのを考えるに恐らく全学連などの作戦として、旧帝大のような大きな大学で事を起すのが最も効果的と考えたためであらう。この事件は私共には突発的の見えたが、実は始めから周到に準備された計画的なもので、それとも知らずに殆んど何の用意もなくその日を迎えた私共の迂闊さ加減は閑笑に値するものであろう。然し前轍の覆えるを見て予め対策を練つた筈の北大も甚大な被害にあつたことを思えば、よし如何に準備をととのえたとしても起るものは結局起つたに相違なからう。戦術にかけては組織をもたぬ大学側が組織をもつ学生側のいつも後手に廻るのは当然であるし、また余りに無為無策でも困るが、大

学が学生と張り合つて戦術ゴツコの競争をするのも決して褒めた話ではあるまい。所詮大学は、目的は手段を神聖にするというスローガンをかける訳には行かないのだから、寧ろ少し位は馬鹿を見る覚悟で正々堂々と対処するのが大学にふさわしい態度というべきであらう。ともかく東北大のイールズ事件があつたことに終り、その後片付けも比較的手際よく(?)いつたのは、学部長教官事務職員の一一致協力の賜物であり、深く感謝せねばならぬ。また職員組合が自重して学生運動に参加しなかつたことも非常に幸であつたといわねばならぬ。東北大はこの事件の後も学生運動による数々のトラブルを経験したが、何れも大事に至らず比較的平静を保つて今日に及んでいる。

私の学生運動に対する態度はどちらかといえば寛大の方である。少し甘すぎるのかも知れない。私の見る所では、学生運動は一つの流れであつて、時に多少の波乱を免れないが、その波は自然に収まつて行き何れは帰する所に帰するものである。それ故に一時の波乱のみに気を奪われることなく、或る程度長い期間を眼中に置いてこれに対処せねばならぬ。固より寛容にもおのずからその限度があり、到底許し難いものは厳重に取り締らねばならないが、それ程でもないことを大袈裟に取立てると、やがて静まるべき小波を狂瀾怒濤に変ずることがある。だから学生運動は愛情と忍耐とをもつて、可なり長い目で見てやる必要がある。こういつては学生達の憤激を買うにきまつているが、極めて急進的な学生と雖も事大主義的な一面を有つて見えるように見える。時にはその誇示するラディカリズムそのものが事大主義から来ていると思わせるふしさえある。時代の波に乗つて景気よく騒ぐが、その波が引いて、別の波がやつて来ると、前のことはけろりと忘れて新しい波に乗りかえるというようなことでは、如何に急進を装うとも自主性を喪失した裏返し的事大主義者と呼ばれても仕方があるまい。だが、これもまた青年の時代感覚の敏感さと純情さを物語るものとして、善意に解釈しうる面もなくはないであらう。尤も彼等のなかには、時代の風潮如何に関せず、前途の如何なる艱難をも物ともせず、敢然として自己の途を行くことを決意している所謂筋金入りのものもあるであらう。自己の信念に殉ぜんとするその決意は壮とするに足りるが、信念そのものの根柢如何が先ず検討を

要する問題であらう。

イールズ事件で処分された学生のうちには後に停退学を解除されたものも少くないが、これらの諸君は今どうしているであろうか。会社員や新聞記者になつて重宝がられているものもある。役人になつて幅をきかせているものさえないとは限るまい。然しまた相変らず左翼運動に携わり、共産黨員となつて活躍しているものもある。この事件も今は一場の夢と化した。善い夢にせよ、悪い夢にせよ、昔の夢は凡てなつかしいものである。その時私に苦勞をかけた学生達に対しても私はただ親しみを覚えるだけで、少しも彼等を憎む気にはなれない。これは私が彼等から実際に危害を加えられなかつたためであつて、若し殴ぐられたとか、傷けられたとかしたならば或はそうはゆかないのかも知れない。然しそういう仮定の場合はどうであらうと、私は今現実の憎悪を交えない親愛の情を彼等に対して有つていられることを幸福に思う。イールズ事件を想い起す毎に私はつねに、彼等は今頃どうして暮らしているだらうかと、彼等をなつかしみながら、その幸福を念ぜずにはいられないのである。

外遊中に拾った三つの話題

埼玉大学長 遠藤隆次

昨一九五六年八月二〇日から九月三〇日に至る約四〇日間メキシコ市を中心とし、全メキシコ国をカパーして行われた第二〇回国際地質学会に、日本代表の一人として参加し得たので、その機会に米国各地の大学、研究所、博物館を訪問した。その間拾った三つの話題を次に紹介することにした。

一 日本の博士号

第二〇回国際地質会議の中核とも云うべき論文発表会、討論会、運営委員会などは、九月四日―一日までの八日間主都メキシコ市で行われたのであつたが、地質学や地理学の国際会議の特徴は（国内に於ける学会でも同様であるが）本会議の前夜、各十数個のパーティーに分れ専門を同じくする学者十数人から百人位が一緒になつて、各団体に独自の研究対象の豊富な地方に地質見学―討論の旅行をすることである。

昨年開かれた国際会議に於ても、御多分に洩れず、このような見学旅行が行われたので、私は本会議前の旅行に於ては、専門であるカムブリア紀地層のよく発達しているメキシコ北東部ソノラ州の田舎に、本会議後のものでは、専門とは少しく遠いのであるが、石油産地として有名なメキシコ湾一帯に亘るパーティーに参加した。

この種旅行は大都會での見学旅行と違つて、野を越え、山を登り、谷を横切り、田舎の町から村へと渡り歩くので、十日間も一緒に旅行して見ると、如何に国際色豊かな外国人の集りとは云いながら、会員全部の気分が極めてなごやかに融け合うものである。このような時の一日私はエルモシロ州の田舎町カポルカに於て、米国地質調査所技師 Harold Dreses と小さな室に二人して同宿することとなつた。その時私はドレウスに向つて

「ミスター・ドレウス、君はドクター号を持つてゐるのか」と質問し

た処、彼曰く、

「自分は昨年プリンストン大学で博士号を獲得してゐる」と、そこで私は

「それは失礼した。今まで君を私は常々ミスター・ドレウスとばかり呼んで一度もドクター扱いをしないで……失礼の段はお許しを……時に君は一本本年何才なのかねドクター」と云つた処、彼れ曰く

「自分は当年二九才だから博士号をとつたのは二八才の時である。しかしだドクター遠藤よ、君は先程今後は自分をドクター・ドレウスと呼ぶと云つたが、よしてくれ！恥かしくて貴方からドクターなどと呼ばれてたまるものではない。凡そ米国でドクター何々と呼ばれる程の者はそんなに多くはないので、現にこの一行中でもカンサス大学のムーアとカエール大学のダンパー・米国々立博物館のクーパー（共に研究歴三〇年以上の老大家）それに貴方位のものである……特に貴下は日本の博士であるから当然ドクター号をつけて呼ばねばならぬのである……」と、この答えに非常な興味を感じた私は直ちに

「何うして日本の博士は特にドクターと呼んで、米国の所謂ドクターと區別するのか？」と私が質問した処、彼ドレウスは

「ドクター遠藤、貴下は米国の所謂ドクターをどう思つてゐるのか。これは大学学部を出て五年たてば猫でも杓手でもなれるのである。見よ米國中に如何に多くの博士が居ることよ。現にこの旅行に加わつてゐる米国の青年地質家の殆んどは博士なのである。そんな誰れでもなれるものに一々ドクター何々などおかしく云われるものではない。処が日本ではどうだ。自分の知つてゐる処によれば、大学学部を出てから多い時には二〇―三〇年、少い時でも一〇年位は昼夜を分たない大努力のうちに、初めて博士号を獲得し得るものであるとのことである。それでこそ眞の博士なので、米国の所謂博士号とは大いに違うのである。だから我々は日本の学者に対しては心からドクター何々と呼んで尊敬の意を表示してゐるのである……」と、そこで私は

「よくわかつた。しかし今や日本でも学制は improve されて米国流に六・三制となり、また大学院のコースも貴国式にマスターとドクターの二段階になつたので、近い中に日本でも博士が多く出ることとならう……

…」と話した。処が彼は

「Improveした?!、何がインプルーブか止してくれ。自分の考えを卒直に述べれば、日本は、いくら敗戦の結果とは云いながら、何でも彼でも米国の云う通りになつて、多年の努力で出来上つたあのアカデミックな雰囲気充滿していた大学並びに大学院制度までも一朝にして改悪し米国式の底の浅い制度にしたとはいつたい何事であるか?!

六・三制そのものからして考うべき問題である。中学校や高等学校の課目を選択制にすれば、子供は大いに喜ぶだろうが、数年をへないで学力の低下が眼に見えて来るのは必至の勢いである。

その中に日本の識者の多くは六・三制を初め大学―大学院制度をも含めて再検討せねばならない時機が必ず来るであろう―」と彼は結論した。

誠に彼ドレウスの云う通りで、日本はこの際充分に衆智を結集して学制改革問題を討議し、過は速かに改め、現行制度でもよいものは残し、おしつけられた学制でなく、独自のものを一日も早く制定すべきことを望んで止まない。この意味に於て中央教育審議会の委員や、国立大学協会の方々の善処を御願する次第である。

二 日本 の 所謂 言論 の 自由

次にメキシコ湾沿岸の油田地方を旅行した時の最後の頃、九月二三日ユカタン州の首都メリダで旅行団が解散することとなつたので、その前夜「お別れパーティー」が開かれ、全員多少酔がまわつた頃、カナダのユニオン石油会社技師 William C. Gussow が盃を手に、ホロ酔い気嫌で私の前に来て、曰く

「自分は一九四六―四七年の頃に会社から派遣されて東京に居つたので、日本各地を広く旅行し、日本の風俗、習慣乃至は新聞論調、青少年の動向なども多少は知つてゐるつもりである。そこで今日は多少オセツカイとは思われるが、日本の現状に対して一つ君の卒直な意見を聞かせてもらいたいのである―」。

日本では多くの人々が口を開けば、いつも言論の自由ノ、と叫んでゐるが、凡そ世界の国々の中で、日本位所謂言論の自由なる名目下で、極

右から極左までの勝手気儘な所謂言論が横行濶歩してゐる処は、外に全くないと確信する。御覧なさい、米國・カナダ乃至は英國のような国々での言論の自由と云うのは、一定の民主主義の枠内にはめられた中の自由で、左翼乃至最左翼の言論の自由は絶対に許されてゐないのである。またソ連乃至は共産圏諸国内での言論の自由も共産主義下の自由であつて、右翼乃至極右の言論は全く見ることが出来ないものである。

然るに日本に於ては何等の規制もない真の自由であるから、その行われる言論たるや、実に目にあまるものがある。朝に共産主義礼賛の所謂進歩的と云われる言論を聞くかと思えば、夕べには帝國主義的言論で、どう見ても旧日本帝國の軍國主義華かであつた当時のものから、一歩も脱脚してゐない言論までが強く主張され、政府は只茫然手をつかねてゐるばかりで、何等ほどこす術を全然考へてゐないようにさえ見受けられるが、一体之でよいのであろうか?!

私はカナダ人で日本人ではない。それでも日本の現状には憂慮すべきものがあるので、今日は幸い日本のインテリゲンチヤの一人である君に会つたので、腹藏のない処を聞かしてほしい―」と熱弁をふるつて来たのである。私はそれに対し

「貴君の御言葉には私は全然同感である。日本に於ける所謂言論の自由、民主主義の美名の下に比較的僅少の輩によつて、ひきづり廻わされてゐる或る種の団体、又は上級者程権力の乏しいようにしくまれてゐる現在の社会組織の一面などは、確かに行き過ぎと思つてゐる。しかし之は一九三二―四五五年の間に於ける過酷な言論統制への反動的傾向で、良識の豊かな日本の民衆は、その中に程よい中正の処におちつき得ると思つてゐる」と答えた処、彼は

「自分はそうは考へない。一体日本では為政者を含めてインテリ層に入る人々は全体として、性格的に弱く、しかもオポチユニストに過ぎる惧れが見受けられるようだ。即ち昨日まで極端な軍國主義を主張した人で敗戦後急速に共産主義運動に転向した人々が日本にはかなりいるようだが、之が日本人の弱さを端的に示す一面ではなからうか?、日本のインテリ層に入る人々はより強くなつて、一人よがり捨て、自己の所信は堂々と勇氣を以て披瀝する態度を示してもらいたいものである―」

九州工大とレハイ大学

九州工業大学長 嘉村平八

九州工業大学の前身明治専門学校は、明治の末に当時事業で産をなした、安川敬一郎、松本健次郎の両氏が、四百数十万円の私財と、約八万の広大な敷地を寄附せられ私立の四年制の工業専門学校として、発足したのであるが、明治四十年頃の四百万円といふと現在の貨幣価値に直すと恐らく十数億の金に匹敵するのであつて、その頃かような巨額の金を個人で育英事業に献げた例は、我が日本ではなかつたのである。当時日本の工業技術の水準は欧米に較べて極めて貧弱な状態であつたので、国の繁栄を図るには工業を盛にすることであり、これに必要な有為な技術者の養成が急務であるといふ考へのもとに工業専門の学校を設けることになり、今日の新制大学と同様な内容の四年制度が採用されたのは一つの卓見であつたとも言へる。昭和三十四年には開校五十周年を迎へるのであるが、既に卒業生を社会に送ること五千数百に達し、科学技術の発達、人類の文化に貢献して来たことは、如何なる財力を以てしても測り知れないものがあり、学園の使命は、未来永劫に続くものであるが、今更ながら育英事業が人類社会にとつて如何に聖なる仕事であり、貴い事業であることが感ぜられる。

私は一九一九年九月から一九二一年の二月迄三学期間米国のレハイ大学に大学院学生として在学したことがあるが、このレハイは私立の大学で、不思議なことには創立の歴史が、九州工大と全く同じであることを知つてよくも学校のなりたちが似ているのに驚いた。

レハイ大学は、今から九十二年前の一八六五年南北戦争後の米国の黎明期に、ペンシルヴァニア州の東部の無煙炭の産地として有名な、Lehigh Valley に在る人口十万余の小都市 Bethlehem に設けられたのである。ベスレヘムは、九州の八幡のような工業都市で、有名なベスレヘム製鋼会社があり、汽車で紐育へ三時間、費府へ二時間位の所である。此のベスレヘムのその由来を調べると名は南ドイツから移住したキ

リスト教の信徒によつて命名されたものだそうである。三十年戦争の後を受けて、ドイツの人口が三分の一に減じ、ドイツの国教会が道徳的に墮落した時、敬虔派運動が起り、彼等は聖書の教ふる良心宗教を奉行せんとしたが、南ドイツの一貴族のチンチェンドルフ伯がこれらの迫害を受けた良心主義者を保護したため伯自身も国外に放逐せらるるに至り遂に米國に逃れクエーカーの人々をたよつて、ペンシルヴァニア州の山奥に安住の地を求めた。然し放浪の旅に住むべき家もなく、米國に着いた歳のクリスマス晩を山奥の糧秣小屋に送つた。そこで彼はその土地をキリスト誕生地ベスレヘムになぞらへ、その村をベスレヘムと呼んだのが此の町の名であると言はれている。

レハイ大学の創立者は Asa Packer といふ篤志家で、此の地方の無煙炭の開発や、まだ鉄道が無い時代の運河の開鑿、レハイヴァレー鉄道の建設等に従事し産を成した人である。氏は当時まだ米國でも例がなかつた、五十万弗といふ巨額の私財と South Bethlehem の小高い丘の老大な敷地とを一個人で寄附してレハイ大学を創設したのである。明専に比べて四十四年の古い歴史を持つてゐる。パツカー氏は創立後十五年を経たて亡くなつたが、一八七八年には図書館を建て、彼の死後その遺産を寄附し、アサ、パツカー基金といふのが、今日では二百四十万弗にも達している。設立当時パツカーは米國の資源開発のために有為な青年技術者の養成が急務であることを感じ、工科の大学を選び優れた人才をつくるために学生定員も少くし、特に教養課程に重きを置くようにしたのは明専に似たところがあつた。その後人文、経済、自然科学等の学部が設けられ、現在三千人余の学生を容れている。米國の大学として規模は大きくないが、工科の大学では米國內でもボストンの M・I・T に次ぐ有名な大学で一万数千人の卒業生が産業界のあらゆる方面で活躍し、数年前の記録によると米國の炭砒の所長の二分の一、製鋼工場のマネジャーの三分の一がレハイ出身者で占め、その他多くの著名な会社工場の幹部として活動している。卒業生の数が割合少ないのは、一九〇〇年位迄は毎年の卒業生が五十名足らずで、一九二〇年頃で百五十名、近年漸く三百数十名に達している。同窓会の名簿を見ると在学したものの数は三万人近くにもなるが、四年間の課程を終へて卒業したものは半数位しかないこ

とになる。之は学業成績の査定が厳しいことを物語るもので、成績の悪いものは途中で振り落されるためである。甚だしい例では一九二二年の入学者で、その三三%が四年後の一九二六年に卒業したこともある。或る年新入生が入つてきた際の歓迎の言に学生部長が、諸君今諸君の左右の人の顔を見て置きなさい。多分諸君が四年後に卒業する際には両側の何れの学生の顔も見当らぬだろうといふ挨拶を述べたといふ話がある。学生の修学に対しては「わゆる厳しき態度 (Hard-boiled attitude) であつて "Come-if-you-wish and stay-if-you-can" といふような鍛う方である。之は大学の声価を揚げ、大学のレベルを高くする為めでもあるが、近年は教育の方法、指導の改善により大分緩和されていることである。

このアサ・パツカーの高遠な理想によつて礎石が築かれた学園の九十年間の発展は実に目醒しいもので第二次大戦後に於ける施設基金等の資産が一、六〇〇万弗であつたものが、其後十年間に三、三〇〇万弗に増加している。是等は主として卒業生の贖金によるもので、その名声は米国内はもとより世界的に有名な大学となつてゐる。輩出した多くの人材は社会の進歩発展に偉大な貢献をなし、戦争がもたらす悲惨なる破壊に比し育英事業が社会の福祉、人類の幸福に与へる成果は驚歎に値する。

由来米国には極楽と地獄の二つの世界があると云われている。一六二〇年に英国の清教徒が欧州の混濁した旧世界を逃避してマサチューセツト州の一角プリモウス・ロツクの海岸に上陸して理想の社会を新世界に打ち建てようとした正義人道主義の理想と伝統を持つものが前者であるが、之よりも以前に英国は数百人の罪人をヴァージニア州に送つてゐる。又第二次世界大戦迄は欧州諸国から毎年一二〇万の移民が渡来し、是等の人は東部海岸地方や工業都市に定住して英語を話せない米国民が多数あり、教養の低い層があつて、二世三世を経て米国人に同化せらるるのである。従つて社会に明暗の両面が生じたのである。

マサチューセツト湾の一地方に植民地が出来、人口一万足らずの集団社会が形成せられ、理想の社会を作るためには、先ず教育が必要であるといふ要求から僅か五百ポンドの金で一六三六年に大学が生れ、当時英国から移住して来たケンブリッジ大学を出た許の、青年宣教師 John

Harvard は三十六年の短い生涯を此の大学のために献げた。今日世界的に有名なハーヴァド大学の名は John Harvard を徳として彼の名をとつて命名せられたものである。

レハイ大学も此のアメリカの清教徒の流れを汲んだ理想主義者のアサ・パツカーが巨万の私財を擲つて、社会の為に尽したといふ美しい精神が、教育の目標となり学園内を流れ、その伝統が青年学徒の教育に与へる感化は実に偉大なものである。

Horace Mann の言を借りると「財を不朽にすることは財を人間に投資することである」(To make money immortal, invest it in man.) 即ち富めるものは、財を人材の養成に費せしむることである。

又 Alexander Smith は「貧富にかかわらず、人間の眞の財産は、その人の記念となるものを遺すことである (A man's real possession is his memory. In nothing else is he rich, in nothing else is he poor.) と言つてゐる。

レハイは創立以来、米連邦又は州政府から一弗の補助金も受けたことのない、純然たる Private College であるので、設備の充実や、貨幣価値の変動などにより、九十年間の経営は容易でなかつた。經常費は学生の納める授業料と、卒業生や篤志家の寄附でまかなわれ、日本の私立大学のように入学生から授業料以外の金を徴集するようなことは全くない。会計報告によると現在年間の経費が約五百万弗で、収入は四〇%が授業料、六〇%が基金利子その他の収入である。米国の有名な私学の多くは、このレハイと前後して創立されたものが多く、M. I. T.、コロンビア、プリンストン、ブラウン、ジョン・ホプキンス、ワスモアア等の大学は何れも南北戦争後に出来た私立大学である。

私が在学したのは三十年余の昔であるが、その後有力な卒業生により色々な建物が、寄附によつて建てられ学園の偉容が加はつてゐる。例へば一九二四年には第一次大戦後、卒業生の戦死者に対する記念として建てられた Memorial Building. 一九二七年にはベスレーム製鋼の会長 E. G. Grace により建てられた Grace Hall. 機械科卒業の自動車会社の社長パツカードにより百万弗を投じて建てられた Packard Laboratory 或は図書館の改築、学寮の増設等枚挙に遑がない程である。又一九五四年

には米国内で最大の二、五〇〇噸の材料試験機が機械科の教室に設けられた。

此度の大戰後、米国の今日の産業の発達並に繁栄は何が原因であるかといふことで、英国議會は調査団を送つて米国の実状を調査研究したことがある。その調査の結果が英国議會でなされた報告によると、米国の驚くべき産業の発達、国内資源の豊富なことにもよるのは勿論であるが、多数の有為な技術者、科学者の養成をやつて来た大学の功績であつて、これらの技術者が近代科学を工学技術に取り入れ、多量生産の方式と生活水準の向上に努力したためであるといふ講辭を述べている。今日経営者の方で行はれている生産性運動のものは、英国調査団の報告の結果歐洲の復興には米国の優れた技術、経営方式を採用すべきであるといふことから、歐洲で先づ米国の協力による生産性運動が起り、我が国でも一昨年から之を取り入れるようになったのである。

問題は少し横道に入つたが、私は米国の大学が卒業生の母校愛の力によつてますます発展して行く姿を見て、私の大学でも先人の貴い遺志を、卒業生の力で学園を培ふようにして大学の発展を図りたいと念願するのである。

一、事業報告

1 第六常置委員会

日時 昭和三二、六、一三
場所 神田学生会館
出席者 各委員

本日、文部省主催の国立大学長会議終了後、午後二時より井藤委員長主宰の下に開会

十三の大学から提出された国立大学財政諸問題に関する要望事項を披露され、本協会の第十四回総会が六月十四、十五両日開催されるので、これらの要望事項を如何に処理するか、又その他の共通的重要事項について、意見の交換を行い、研究協議を遂げ、一応の成案を得、第十四回総会に報告附議することとし、午後四時半散会した。

2 第七常置委員会

日時 昭和三二、六、一三
場所 神田学生会館
出席者 各委員

本日、文部省主催の国立大学長会議終了後午後二時より村上委員長主宰の下に開会

現行の教員養成制度は、実施以来既に十年に垂んとしているが、この間、各般の事情の変遷に伴いおのずから不備欠陥を露呈するに到り、これを現状のまま放置することは許されず、急速にその改善と充実をはかる必要がある。各委員間において、

- 一、教員免許制度
- 二、教員養成のための大学制度

三、教員の需給関係
について、慎重協議の上、一応の成案を得たので、これを第十四回総会に報告附議することとし、午後四時三十分散会した。

3 役員会

日時 昭和三二、六、一四(金)午前九時半
場所 学生会館控室
議題 総会運営について
出席者 会長、各理事、各監事、委員長

矢内原会長主宰の下に開会。

一、第二常置委員会委員長の交替について
右につき会長から互選の結果、千葉大学長小林政一氏が小池敬事氏に代つた旨、報告があつた。

二、第十四回総会の議事について
会長から、議事の順序は従来通り、第一日(1)会務報告(2)会計報告(3)各常置委員会委員長の報告並びに自由討議(昼食休憩)、午後は各常置委員会ごとに審議、第二日は各常置委員会委員長の報告並びに審議とすることとした旨語り、承認された。

なお、次の議題を附議することとした。

(一) 科学振興に関する常置委員会設置について
会長から、東海地区国立大学長会議代表勝沼精蔵氏から、書面をもつて科学技術教育振興については、国会においても議決し、政府においてこの問題を取り上げているので、本協会においても特に第八常置委員会を設置して審議されたいとの申出があつた旨紹介あり、これにつき種々の結果、この問題は、その範囲は広汎で、単に工業技術のみでなく、経営学方面にまで及んでおり、本協会の第三、第四以外の全常置委員会に関係があるので、別個に常置委員会を設けず、これ等各常置委員会から四名ずつ委員を選出して連合委員会を作り、調査研究することが最も適当だろうとの話があつた。

(二) 本協会の理事増員について

(北海道学芸大学ほか十四大学の学長連名で申請、会報第十二号十三頁所載)があつた旨報告あり総会に報告してきめることとした。

4 第十四回総会議事要録(第一日)

日時 昭和三二、六、一四(金)午前十時
場所 学士会館会議室
出席者 各国立大学長
文部省 緒方大学学術局長、春山大学課長、西田学生課長、蒲生庶務課長

(開会前、九時半から三十分、会場控室において役員会を開き、総会の運営等について協議した。)

矢内原会長議長席につき開会を宣す。

一、学長交替について
会長から、前総会以後における学長交替について、次の通り紹介があつた。

| 大学名 | (新) | (旧) |
|--------|-----------------|-------|
| 宇都宮大学 | 山内 源登 | 楠木外岐雄 |
| 東京教育大学 | 朝永振一郎 | 柴沼 直 |
| 鹿児島大学 | 福田 得志 | 緒方健三郎 |
| 東京学芸大学 | 村上 俊亮 | 木下 一雄 |
| 静岡 大学 | 山田良之助 | 大杉 繁 |
| 香川 大学 | 学長事務取扱 大泉 行雄 | 谷口 吉彦 |

(昭和三十一年十二月十二日逝去)

学長事務取扱
三重 大学 中野 清作 岡出 幸生
千葉 大学 小林 政一 小池 敬事

二、常置委員会委員長交替について
会長から、学長交替に伴う常置委員会委員長の交替について、次の通り報告があつた。

第二常置委員会委員長 小林千葉大学長 (新) 小池千葉大学長 (旧)
第七常置委員会委員長 村上東京学芸大学長 木下東京学芸大学長
三、会務について
会長から、次の通り報告があつた。

1、昭和三十一年十二月三日開催の役員会の議事について

- (一) 国立大学財政の諸問題について
- (二) 学生健康保険について
- (三) 大学設置審議会委員(後任候補者)の推薦について
- (四) 文理学部の問題について
- (五) その他

2、昭和三十一年四月二十日開催の役員会の議事について

- (一) 決算及び予算について
- (二) 国立大学関係の予算にわつして
- (三) 学生健康保険制度について
- (四) 大学設置審議会後任委員候補者推薦について
- (五) 本協会の理事増員について
- (六) 第十四回総会開催期日並びに議題について
- (七) (以上いずれも会報第十二号所載)

3、本日開会前、開催の役員会の議事について

- (一) 総会の運営について
- (二) 科学振興に関する常置委員会設置について

北海道地区国立学長会議の決議に基づき、勝沼名古屋大学長名で、第八常置委員会を設けて科学技術教育の振興に関し審議されたいとの要望が本協会に寄せられていたので、本日、役員会で協議した結果、第三、第四以外のすべての常置委員会は本問題に関係しているから、別個に常置委員会を作らなくても何等かの適当な方法で関係常置委員会の連合委員会を設けて検討すればよいのではないかとしたことであつたが、本問題については今明日の総会で更に検討願ひ、ご意見を伺いたす。

4、前回の総会における決議に基づき要望書を文部大臣及び衆議院文教委員長に提出しておいたが、(会報第十一号三十三頁所載)これら

の要望に対して文部省がとられた措置について、後刻大学学術局長よりご説明願いたい。

四、決算及び予算について

1、昭和三十一年度決算について

進藤事務局長から、別紙決算書及び財産目録につき説明があり、異議なく承認された。

2、昭和三十一年度予算について

進藤事務局長から、別紙予算案の内容につき説明があり、異議なく原案を承認可決した。

五、前總會（第十三回）における要望事項に対する文部省の措置について

緒方大学学術局長から、次の通り説明があつた。

1、在外研究員制度の拡充について

右は本年度予算において昨年度よりも三千万円増額して一億円となつた。要望の線から見ればまだ不十分であるが、文部省としては努力してこの線までもつて来た。これを人数にしていえば、前年度に比し長期のものは一名が二五名に、短期のものは一九名が三八名に、また、渡航費のみをもつものは七〇名が約九〇名にそれぞれ増加することにした。

2、文教施設整備費の増額について

右は本年度予算において昨年度よりも七億一千万円増額した。従来に比して相当多額であるが、なお今後の努力に俟つところが多し。

3、教官研究費の増加について

右は、本年度は昨年度より一割を増額した。即ち、全般について単価に一割加えたが、金額にして四億円の増となる。なお、教官研究費の増額については今後も更に努力したいと思う。

以上の説明に対し、渡辺秋田大学学長から、教官研究費の増額について質問並びに要望があり、緒方大学学術局長から、本年度は昨年度に比し五・二%増額したが、まだ十分でないの今後努力したい。また、積算の基準についても問題があるので今後検討して要望に沿いたい旨答えられた。次いで岩崎和歌山大学学長から、在外研究

員の増員された分は地方大学にもまわしていただきたい。地方大学には在外研究員の割当がなかなかないが、各大学から在外研究員の申請をしたものを文部省ではどういう方法で決定しているかを伺いたいとの質問があり、緒方大学学術局長から、各大学から申請されたものを客観的な公平な立場で審査して決定しているが、予算の総額が少ないので十分に要望に沿えない。文部省では、同一人を重複して派遣することのないように過去の実績を調べ、また大学の模様等を聞いて決定している旨の回答があつた。会長から、原子力関係の教官旅費は、従来原子力委員会の予算に含まれていたが今度文部省の予算に含まれることになつたということであるが、いかがとの質問があり、緒方大学学術局長から、それは在外研究員の問題で、従来は科学技術庁の予算で派遣していたが、本年度は科学技術庁と文部省と協議の上、原子力関係者を含めた予算を文部省で作成した。昨年度の原子力関係の在外研究員は五名であつたが、文部省では、在外研究員を長期、短期あわせて昨年度の三〇名に対し、本年度は六三名に増加し、その内に原子力関係者を含めた旨答えられた。また、会長から、文教施設費が七億円余増加しても、内容的に見て新規のものに流れて既存のもの充実ができては困る。戦災復旧、老朽のもの補充も必要と思うが、文教施設費の内訳を伺いたとの質問があり、緒方大学学術局長から、建物だけでなく施設や事務的なものについても新しいものと従来からあるものいづれに力を注ぐべきかは難しいことである。今資料がないので後刻説明したいとの回答があり、会長から、新しいものも必要であるが、新設のものだけでなく既設のものに対する更新費も出していただきたい旨の要望があつた。

六、各常置委員会の協議状況報告

各委員長から、それぞれ所管事項について、次の通り報告があつた。

第一常置委員会 滝川委員長

昨年十一月二十九日に委員会を開催して文理学部の問題について協議し、要望書（会報第十二号掲載）を協会に提出することに決定し、

昨年十二月三日開催の役員会でこのことにつき山田九州大学長から報告願つた。その後委員会を開催してないので問題は進展していないが、現在までに到達した結論を要約すれば、本常置委員会は過去数年に亘り文学部の問題に焦点を向けて検討してきたが、文学部はこれを有する各大学により構成内容が異なるから統一した処置はできない。従つて各大学及びその他の関係機関で適当に解決していただくよりほかはないことである。

第二常置委員会 小林委員長

只今就任したばかりで報告することはない。

第三常置委員会 東 委員長

本常置委員会自体についての報告ではないが、本委員会に密接な関係があるので報告するのであるが、学徒厚生審議会が二月一日付で十名の新委員が選任されて発足した。会長は矢野第一生命保険会社社長、副会長は嵯山お茶の水女子大学長である。三月一日に第一回の総会が開かれ、文部大臣から、大学における学生の厚生補導に関する組織運営と、学生の健康管理の改善について諮問があつた。その後、数回総会を開き、総合的な検討をしたが、組織部会（部会長嵯山お茶の水女子大学長）、管理部会（部会長東茨城大学長）を設け、それぞれ諮問事項を分担して検討することになつた。目下各部会で審議中で、本年末までに結論を出し、文部大臣に答申することになつてゐる。

第四常置委員会 戸田委員長

かねてから要望のあつた学生健康保険は、前回の総会前から、少くとも昭和三十二年より実施できるよう配慮願ひたいと文部当局に要求していたが、文部省も鋭意その実施を目指して度々会合を催した。国立大学としては一致して文部省の原案を一部修正してこれを実施することを要望してゐるが、私立大学側は事情を異にして、私立大学協会、私立大学懇話会及び私立大学連盟のそれぞれの意見は必ずしも一致していないが、結論として文部省の原案により学生健康保険を実施することに同意しかねることである。

なお、学生健康保険制度問題の経緯については、西田学生課長から、文部省において学生健康保険制度問題については、今年には会合を現在ま

で四回もつた。従来は、国公私三大学別に意見を聞いたが、昨年以來私立大学側はつきりした結論を出さないで保留になつてゐた。文部省においては、昭和三十二年度においてどうするかは、各大学の意見を正確につかんで方針を決めなければならぬのであるが、それには三者の別々の意見を聞いてはなかなかまとまらないので、その代表を集めた。最近、私立大学側は、その一致した意見として、学生健康保険援護の方式で決められたい。要は全額を国で負担し、大学とは別個の団体が貸与又は給費されたいとのことである。文部省としては、之に対し見解を決めなければならぬので、検討した結果、全額国庫負担は学生側から見ると望ましいようであるが、医療費を確保するため、学生のみについて保障制度を設けることは立法上疑問があり、文部省の立場として出来るだけ公平な態度をとることが妥当と思う。また実施上の問題として、貸費または給費の制度とすると必要なときに、その費用を確保できるかどうか分らないから、医者の診療を受ける場合に困るのではないかということであつた。なお、私立大学側から意見をまとめて六月中旬に会合をもちたいとのことである旨補足説明があつた。

第五常置委員会 寺沢委員長

特別に報告することはない。

第六常置委員会 井藤委員長

大学の財政に関しては毎年問題になるので、二、三ヶ月前、あらかじめ各大学に対し、大学共通の財政問題について質問状を出しておいたが、東京工業大学等十三大学から回答があつた。昨日当学生会館において常置委員会を開催、天城会計参事官も来会され、各大学からの要望事項を整理検討したが、その要望事項を多量のものから整理する次の通りとなる。

1 文教施設費の増額

特殊な問題として次のものがある。

イ 文部省の予算区分では、部、款、項、目、節に分れてゐるが、文教施設費は目一本になつてゐるため、病院と病院以外のものとの区別が分らない。病院には相当力を入れてゐるが、他は必ずし

も十分でない点が表面に現われないので、これを二つに分けるようにしてほし。

(右については、天城会計参事官の説明によると節で分れていると
のことである。)

ロ エーテル、アルコール、有機触媒等を使用する所では、火災の
発生する危険があるので、貯蔵庫を作る必要があり、これが施設
費を組んでほしい。

2 在外研究員制度の拡充

3 教官研究費、教官研究旅費、学生経費の増額

4 専任講師にも研究費をつけること

5 教育研究施設更新費の増額

6 大学財政の確立を研究するために政府に審議会を設置すること

7 家庭、保健、体育、音楽、地学、職業、地理、美術、商品学、農

業経済学、林政学を準実験講座として取扱つてほしい。

8 教官の待遇改善

9 新設大学における助手の増員

10 基準教育費の設定

教官研究費、庁費を算定増額する場合に過去の実績を基準にして
いるが、これは機械的だから合理的な基準を作る必要がある。

11 実地指導旅費の計上

一部やつているが、地学の野外指導、動植物の野外指導実施に必
要な旅費の増額。

12 鉄道運賃の値上りに伴う旅費の増額

13 講座制の確立。

大学又は学部により、講座制をとつていものと、とつていない
ものがあるが、新制大学、新設学部でも特色あるもの、または実績
をあげているものは、講座制を認めてほしい。

14 図書館経費の増額、特に図書購入費の増額

15 科学技術教育及び研究に対する教官の増員並びに設備費の増額

16 科学研究費で設備を作つた場合、これに伴う建物がないため運営
上困るので、建物の施設予算もほしい。

17 自然科学系統学部での技術要員を文部技官にすることができると
うな措置をしてほしい。

右のほか、大学院充実のための予算の獲得、学内兼職の手当、管
理職手当の調整、大学予算編成の合理化、経費積算の基準、庁費と
研究費との混合の整理、建物の不燃性建築等につき話合つた。また
大学予算を増すために大学公債を発行したらどうかという一部から
の意見があつたが、本常置委員会としては、なお、慎重審議し、こ
の際にはこれを要望しない方がよくはないかということであつた。
以上のうちで特に重点を置いたのは、次の四点である。

1 国立文教施設費の増額

2 教官研究費、旅費、学生経費の増額並びに専任講師に対する研究
費の新設

3 在外研究員制度の拡充

4 教官の待遇改善

なお、最後に特に要望のあつたこととして、社会の堅実な発展のた
めには、大学を充実することが必要であるが、そのためには予算の拡
充が必要である。文部当局においても予算の獲得に努力されているが
なお、その必要性を国会及び社会一般に認識してもらふよう努められ
たく、我々もこれに努力しようということであつた。

右に対して教官の待遇改善につき、寺沢電気通信大学長から、現在
の国立学校教官の俸給は、大学、高等学校及び中小学校の三本に分れ
ているが、これは生活給にすぎない。教育以外に研究をもつている大
学の教官は、現在の俸給一本では困る。即ち、戦前にあつた講座給が
現在ないので、研究のための費用がないから大学教授としての任務を
全うできない。現在の三本立の給与は、生活給としておいて、ほかに
大学教授には研究のための費用として過去の講座給のような形で月額
五万円位あれば職責を全うできるのではないかと思われるので、この
ような俸給体系を考慮願いたい旨の要望があつた。

第七常置委員会 村上委員長

現在の教員養成学部卒業生の就職難の問題は、養成する大学にも、
採用する側にも、また制度的(免許法)にも計画性がないことに原因

するのではないかと思われる。少くとも義務教育の教員養成については、計画養成をすることが基本的要件で、その線に沿つて改善の方策を立てる必要がある。

また、教員の資質の向上を図るためには、入学学生の資質を向上させなければならぬが、そのためには入学学生に不安定感をもたせないようにすることが最も大事で、これがためには、強力な教員養成計画の方策を明確に打ち出さなければならぬ。それは国家の責任上からも当然である。

右に對し、岩崎和歌山大学長から、就職難の問題は一時的のものであるが教員養成の問題は恒久的な問題であるので、就職難の問題とは関係なく充分に検討すべきである。教員養成を過去の師範教育のように一つの枠にはめることは好ましくない。現在の教員養成学部を大学教育という観点から見直して他学部と同様の線に置き、また、免許法に縛られて学問、人間の形成がおろそかになることのないよう教員としての資格を卒業後国家試験により取得することにしてはどうかとの意見の開陳があり、花田大分大学長から、教員養成については、計画養成は根本的なものであるが、早急には実現できないものと思う。現在差迫つて困つた問題についても研究して適当に對策を考えていただきたいとの要望があつた。

七、科学技術教育振興に関する連絡委員会の設置について

会長から、東海地区国立大学長會議の決議に基き提案された、科学技術教育振興に關し新たに常置委員会を設けることについて、希望または意見を求められ、清水名古屋工業大学長から、世界的な状勢及び国内の要求から、科学技術教育振興の声が高まり、昨年衆議院では科学技術教育研究の振興が与野党一致して可決された。その経緯及び内容はよく分らないが、いずれにせよ、一國の衆議院が一致して議決したことは國家の意志を決定したのと同じである。従つて大学における科学技術教育の振興については本協会としても調査研究すべきだと思ふ。科学技術教育の振興は、これに反對する者の側から或る感情をもつて見られるかも知れないが、國家が意を決し、文部大臣が中央教育審議会に諮問したことは、國の大きい問題で、本協会がこれを黙過す

るのはおかしい。各常置委員会から委員を選出して臨時の委員会を設けるのも一案であるが、この問題は長期計画として永く続く問題であるから、これを審議するために第八常置委員会を作り、専門の委員を委嘱する必要があると思ふ旨の提案理由の説明があり、会長から、科学技術教育振興の問題は、時事問題として取上げられているが、研究の必要と価値があると思う。しかし、その内容が非常に広く、文部大臣の中央教育審議会に對する諮問も単に工業技術教育だけでなく経営学等にも及んでいるが、本協会でもこれを、工業技術に限定して本問題に臨むということは、広い視野に立つて検討することからそれることになる。本日の役員会では、科学技術教育の振興は現在のすべての常置委員会にも関連する問題であるから各常置委員会に研究していただき、また、焦点を科学技術にしぼつて第一、第二、第六、第七各常置委員会の連合委員会を作る。連合委員会に右常置委員会の委員全員が出席すると多過ぎるので、各四名ずつ互選することにしようが、研究の視野は広くしていただきたいとのことであつた旨述べられ、副会長から、会長が云われたような方法が問題の性格から考えてよいのではないか。連合委員会に加わらない常置委員会の委員や連合委員会の委員に選出されなかつた方に対しても、意見を開陳したい場合には門戸を開くこととしておけば、役員会で決定した方法でよいのではないかと発言があり、必要があれば連合委員会の委員は、親委員会の意見を聞き、また、連合委員会で委員でない方の意見を聞きければその方に出席願つて意見を聞くこととして、役員会の決定通り承認された。なお、関係常置委員会は、午後の委員会で連合委員会の委員四名を選出することとした。

八、文理学部の問題について

関口山形大学長から、文理学部の問題は、第一常置委員会で関係大学及び当局が検討することになり、昨日も緒方大学学術局長及び春山大学課長も参加の上、文理学部を有する十四大学の学長が会合して本問題につき協議したが、今後も継続して審議する予定である。その際本問題は、第一常置委員会との関係において審議することにしたとの要望もあつたが、いかがなものかとの質問があり、会長から、協会

の枠外で協会に関係ある問題を論議するのはよくないから、第一常置委員会に関係するような形で審議されたい旨答えられた。

以上をもつて、午後〇時半午前中の会議を終り、昼食休憩、午後一時から各常置委員会を開くこととした。

第十四回総会議事要録(第二日)

日時 昭和三三・六・一五(土)午前九時半

出席者 前日に同じ

矢内原会長議長席につき開会を宣す。

一 各常置委員会所管事項の報告

昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について、各委員長から報告があり、それについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次の通りである。

第一常置委員会 滝川委員長

(一) 科学技術教育振興に関する連絡委員会委員の選定について
右は、左の四氏に決定した。

滝川京都大学長

蛾山お茶の水女子大学長

山田九州大学長

江国横浜国立大学長

(二) 文理学部の問題について

本常置委員会は、過去数年間に亘り文理学部の処置をどうすべきかということに焦点を向けて研究討議を続け、一応の結論は昨年十一月二十九日の委員会を出したが、よく考えて見ると早急に失したのではないかとの意見もあり審議の結果、前回の結論を訂正して決することを決定した。

1 本常置委員会に文理学部を有する十四大学の文理学部長を加えて討議しようとする委員会拡大説は適当でない、しかし本常置委員会の委員である関口山形大学長、佐藤信州大学長及び辻田愛媛

大学長を通じて互いに連絡をとり、審議を進めること。

2 近く大学の組織運営に関する要綱が発表されるから、これを参酌して再検討し、新しい方針を立てること。

右の報告に対し、会長から、文理学部を有する十四大学の学長が協議して、その結果を右の三名の委員が委員会に連絡するののかとの質問があり、滝川委員長から、近く十四大学の学長会議が開催されるが、その意見を三名の委員が委員会に連絡し、また、委員会の意見があれば三名の委員に持ち帰っていただくことにするのである旨答えられた。

第二常置委員会 小林委員長

(一) 科学技術教育振興に関する連絡委員会委員の選定について

右は、左の四氏に決定した。

小林千葉大学長

渡辺秋田大学長

山田静岡大学長

遠藤埼玉大学長

(二) 科学技術教育の充実について

科学技術教育の振興が叫ばれている際、これに関係のある学部学科の整備充実を図ることは極めて大切なことと考える。特にその教育課程を検討し、実験実習を伴う学科目については、その施設の整備、実地指導の実施のために必要な経費の増額を図ると共に、教育課程における講義と演習、実験、実習の単位数を調整し、この教育の充実を図る必要があると認める。

第三、第四常置委員会代表 戸田委員長

(一) 学生の補導に関しては「学徒厚生審議会」において検討中でもあるので、第三常置委員会としては特に取上げない。

(二) 国立大学は、かねてから学生健康保険制度の実現を希望しているので、文部省としては速かに全大学のうち、この制度に加入を希望する大学を調査して、昭和三十三年度からの実現を促進されたい。

第五常置委員会 寺沢委員会

(一) 新設の大学は、内容が完備しておらず、特に地方大学は旧設の大

学の後援を得なければ困る実状であるので、特に旧設の大学の教授に来ていただいで講義を願う必要がある。互に助け合う意味で講師を派遣願いたい。

(二) 講師に対する旅費、手当が窮屈で賄いきれないので、増額していただきたい。

右の報告に対し、会長から、大学間に教授を交換する趣旨は結構であるが、実状は集中講義であつて、これでは学生に対しても不親切となり、十分学生の教育ができないので一学期間位滞在して講義してもらふことが望ましいが、それには住宅問題がこれに関連するのではないかと思うがと述べられ、寺沢委員長から、学生に対する教育上、少し長期間にわたつて滞在できればよいとの意見もあつたが、経費の点から困難であろうし、また新設の大学は欠員の補充に努力しているが大学の性格上なかなか早急にはできないので、当分はこの形をとらなければなるまいとのことであつたと答えられた。

また、滝川京都大学長から、多少長期にわたつて滞在することはよいと思うが、最も困るのは学問の切り売りである。例えば毎週四時間、一年又は一学期間学外で講義するのは研究上支障がある。集中講義は不親切であるかも知れないが、研究者の立場から考えるとよい。時期は休暇等にすればあまり差支えはない。講義をする人の態度によつては、集中講義も不親切な感じを与えないことができる。大学によつては、適当な教官がいなのに講義科目を設けているところもあるから、教授の交換は、当分の間行うものではなく、永久に行うことゝなる。問題は制度的なものだと思ふ旨の意見の開陳があつた。

第六常置委員会 井藤委員長

(一) 科学技術教育振興に関する連絡委員会委員の選定について

右は、左の四氏に決定した。

内田東京工業大学長

清水名古屋工業大学長

杉野目北海道大学長

大畑滋賀大学長

(二) 大学の財政問題について

右について種々討議したが、問題点は次の二点である。

1 大学予算を増額してもらいたい、そのための要望事項をどうするか。

2 要望を達成するために本協会として具体的の方策を研究する必要がある。

第一項の要望事項は沢山あるが、重点的に要望した方がよいとのことであつた。それにより重点的に整理した結果は毎年のものと余り変りばえがせず、毎年同じことを要望するのはおかしいのではないかの意見もあつたが、それが十分達成されないのに、これを取止めると大学側が断念したのではないかと思われるので、やはり要望した方がよいということであつた。本協会として重点的に要望する事項及びその内容は次の通りである。

(1) 教職員の充実

イ 在外研究員制度の拡充

今日までのところ新制大学には在外研究員の割当がないから在外研究員制度を戦前のように拡充すると共に新制大学については、特別の枠を設けてほしい。

ロ 教官の待遇改善

ハ 不完全講座の充実と学科目制教官の増加

ニ 研究補助員の増加

ホ 管理職員の充実

(2) 施設の充実

イ 国立立文教施設の充実

ロ 教育研究設備の整備充実と更新

(3) 教育研究費の充実

イ 教官研究費、教育研究のための旅費及び学生経費の増額

ロ 専任講師の研究費の計上

ハ 図書購入費の増額

しかし、以上のものでも多過ぎるから、なお、重点的に絞つて次の三つの事項としてはどうかということであつた。

イ 在外研究員制度の拡充
ロ 国立文教施設費の増加

ハ 教官研究費、教育研究のための旅費及び学生経費の増額、本常置委員会開催中、第二常置委員会から、教育実習、入学試験に要する経費を増額してほしいとの申入れがあつたので、検討したが、その必要は認めるが今回は特に重点的に要望する事項には加えない方がよいのではないかということであつた。

第二項の大学予算、経費増額という目的達成のための具体的方策についてであるが、予算の獲得については、文部当局に努力願ひ、本協会も文部、大蔵当局と折衝してきたが、これは今後も継続していただくと共に、大学側も予算の増額について一層積極的に努力する必要がある。大学予算増額のための方策について結論に達しなかつたが、全国国立大学長に対し、具体的方策につき各関係方面において意見があれば、具体的に本部に通知していただくようお願いしたい。場合によつては、臨時に本委員会を開催して検討しようということであつた。例えば(1)大学財政に関する日華事変前との計数の比較をしたり、(2)大学の財政を拡充するには財源が必要であるが何か財源はないか(3)大学財政拡充の必要性について一般に啓蒙運動をしたらどうか等の具体的意見を書面により本部へ提出してほしい。

会長から、右の報告中の在外研究員増員の項における新制大学の標準及びその言葉の有無について質問があり、井藤委員長から、委員会では別に討論されなかつたが、大学院に置かれる研究科の基礎となる講座をもつ大学からは、在外研究員が派遣されているから、それ以外の大学のことではないかと思うとの回答があり、緒方大学学術局長から、在外研究員は、枠が狭いので選考にあつては研究題目に重点を置いているが、大学院を置く大学にのみ限つてゐるということはない。今後枠の拡大に努力したい。なお新制大学という名称は、通俗には使用しているが、法制上の用語としては、新制大学という名称はない。ただ戦後の学制改革により、戦後新設の大学に対し特に新制大学といつてゐる旨の説明があつた。次いで会長から戦後教育制度の改革によつて、すべての大学は新制大学になつたも

のと思うから、本協会の要望事項として外部に出す場合には、新制大学という名称は避けた方がよい。なお、学生補導関係の予算が手薄のため、講堂、学生会館を建築するための寄附金を集めてゐる大学もある。国立大学長が寄附金を集めるに奔走することはどうか。文部省では、教室、実験研究室関係の予算を優先させてゐるが、その完成をまつてゐるというのであれば、学生補導関係の予算はなかなか獲得できないと思うが、この点について委員会では話し合ひはなかつたかとの質問があり、井藤委員長から、右の形では論議されなかつたが、最も重要な事項の一つである。要望事項のうち国立文教施設費の増額という事項があるから、その中に含まれるのではないかと思う。しかし、学生補導に関する経費の増額を要望事項とすることに各位の賛成があれば、そのようにしたい旨答えられた。右に対し、安達山梨大学長から、厚生施設については、戦災を受けた大学では、惨めな状態にある。厚生施設の経費は文教施設費の中に含めないで別項目にしていたきたいとの要望があり、また、戸田金沢大学長から、新設の大学と旧設の大学とは研究施設に余りに大きい相異があるから、科学技術教育の振興が叫ばれてゐるこの際特にこの点の是正についても検討願ひたい旨の要望があつた。

第七常置委員会 村上委員長

(一) 科学技術教育振興に関する連絡委員会委員の選定について
右は、左の四氏に決定した。

村上東京学芸大学長

田所北海道学芸大学長

北川大阪学芸大学長

松山山口大学長

(二) 教員養成制度について

教員養成制度の改善と充実をはかるためには、まず教員免許制度に根本的な改正を加えなければならぬ。特に義務教育学校の教員養成については、教員養成の本旨にもとづいて計画養成の方針を確立し、今日緊急焦眉の問題である教員の需給関係を根本的に調整すると共に大学制度、教員養成大学、学部整備、充実をはからなけ

ればならない。

1 教員免許制度

イ 現行の教育職員免許法は、履修すべき単位の種類、数を規定するに止つて、適正な単位認定の方法については何等規定するところがない。従つて免許状の取得が極めて形式的な安易な方法によつて行われていることは、毎年授与される膨大な免許状の數に徴しても明かである。このような教育職員免許法の単位的主義、形式主義は教育養成を甚しく形式化し、免許状そのものをさえ名目化して、教員養成に対する不信とその質的低下を招く最大の原因をなしている。このような免許法の単位的主義、形式主義をまず改めるべきである。

ロ 教育職員免許法は、教員養成の最低基準を示しているものであるから、教員養成を主たる目的としない大学、学部においては、最低基準によつて教員養成が行われることになる。最低基準によつて養成される免許状取得者が多数を占めることになれば、教員全般の資質、能力の低下を来すのは必然の結果といわなければならない。このような教育職員免許法の最低基準主義を改めるべきである。

ハ 教員免許制度として国家試験を採用することについては、教員養成の本旨からみて最も警戒を要する多くの困難な問題を伴うものであるから、特に慎重な態度を要する。

2 大学制度

イ 教員養成については相異なる二つの思想がある。その一は一般的人間的教養及び専門的学問的教養を重視する思想であり、他の一は、教職教養を重視する思想である。そのいずれも一面の真理を含みながら偏つた思想であるといわなければならない。教員養成の本旨は、教員たる者の統一された人格と豊かな教職教養を育成することにある。従つて一般的人間的教養と専門的学問的教養と教職教養とがそれぞれ十分に重視されながら、統一された内容と方法において育成されることが教員養成の必須の要件である。このような教員養成の本旨に対する認識が、さ

らに明確にされなければならない。

ロ 大学における教員養成の制度、組織については、教員養成の本旨を表現し得るようにこれを整備し、その充実をはからなければならない。

ハ 教員養成大学、学部の教育課程、履修方法、学生補導等については、これに基本的検討を加え、さらに適切有効な構成を与えると共に、その実施に必要な教官組織、施設、設備の改善、充実をはからなければならない。

3 教員需給

イ 児童、生徒数の増減、現職教員の退職、学級当り児童、生徒数その他の諸条件を勘案して教員需給について恒久的対策を講ずべきである。

ロ 緊急解決を要する教員の需給関係を調整するために中央及び地方に適当な機関を設け、その連絡、指導に当らせることが必要である。

ハ 教員の身分の安定、待遇の向上をはかるために根本的対策を講ずべきである。

二 科学技術教育振興に関する連絡委員会の追加並びに委員長の選出について

会長から、右委員は、第一、第二、第六及び第七各常置委員会から四名ずつ選出することになつていたが、第五常置委員会も関係があるので同委員会から二名の委員を選出することにしてはどうかとの提案があり承認された。次いで寺沢第五常置委員会委員長から昨日の委員会での報告が話され、委員には正田大阪大学長と私がなることに決定したとの報告があつた。なお、会長から、以上で委員が決まつたので後刻委員長を互選していただきたいと依頼された。(委員は合計十八名である)

三 科学技術教育振興対策及び教員養成制度の審議について

会長から、文部省では、科学技術教育振興対策及び教員養成制度について中央教育審議会に諮問しているので、本協会における審議も中央教育審議会の審議に反映されるよう時間的関係もにらみあわせて進

めるのがよいと思う。諮問の趣旨とその予算化の見通しについて文部省に伺いたいと述べられ、緒方大学学術局長から、右の二つとも大きな問題であるので、基本的に検討すれば相当時間を要すると思う。諮問の趣旨は、科学技術教育の振興は、今後の我が国の産業技術の発展のために必要なもので、これについて至急十分な方策をたてるためである。諮問の内容は、人的物的面の充実、教育の内容等であるが、基本的に掘下げて検討すれば、大学、高等学校の制度の問題にも及ぶと思う。来年度の予算要求には、科学技術教育の振興について中央教育審議会の意見を盛りこみたいので、緊急を要するものは結論を出していただくことを期待しており、目下特別委員会を開いて検討している。

教員養成制度の問題も基本的な問題を含んでるので、科学技術教育振興の問題以上に時間がかかるものと思う。しかし、これについてもなるべく早く結論を出していただきたいと期待している旨の説明があった。次いで会長から、科学技術教育を振興する必要があるという声は、財界から最も強く起り、国会、政府がこれに共鳴した点が多いと思う。大体の要望は、技術者の量と質との二つの問題があり、量的には、大学卒業生を一層多く出されたいとのことであり、質的には、近代産業の要求に応じたものとのことである。中央教育審議会ではそれには技術の科学的基礎と正確に教育するを要し、高等学校、中学校、小学校の理科教育の全部、更に社会教育を含む範囲は広く、また、大学卒業程度以上の高度の科学技術教育も振興する必要があるが、まず大学程度の科学技術から取上げようということで審議中である。その内容は、工業のみならず理学その他の専門にも及んでいるが、本協会としては、中央教育審議会の参考になるよう、その審議に遅れないように意見を出す必要がある。来年度の予算には科学技術教育振興のための経費を計上したいから、遅くとも本年末までには、予算化できるものは予算化できるようにしたい。科学技術教育振興に関する連絡委員会でもこのことを考慮されて検討願いたい。教員養成制度には量と質の問題があり量的には教員を志望するも就職できないということもあり質的には、面白くないとの批評が外部にあり、それに関連して計画養成、教員免許法の改正、師範教育の復活をする必要があるのでは

ないかとの声が世間にあり、文部省はこれを取りあげて中央教育審議会に諮問したもので、将来の教員養成に制度的にも予算的にも重大な影響を及ぼすので、本協会としても十分意見を述べる義務がある。従つてこの問題についても、中央教育審議会の審議に間に合うように一応の結論を出していただきたい旨述べられた。

四 厚生補導部の職員の問題について

会長から、従来本協会において、厚生補導部に教官である専任職員を置いて教官の待遇にしたいという意見があつたが、このことについて第三常置委員会で話しあつたかとの質問があり、東第三常置委員委員長から、昨日の委員会ではその話しあはなかつたが、学徒厚生審議会の組織部会では、厚生補導に関する職員の身分が重要な事項となつているから、審議されることと思うと答えられた。戸田金沢大学長から、学生部長並びに厚生課長、補導課長を教官の兼任でなく、専任の職員を置くときは、学生部長は定員外の教授、両課長は定員内の助教として、それに相応する報酬を与えることに文部省の了解を得ていると思うがいかがとの質問があり、緒方大学学術局長から、厚生補導部の組織運営については、文部省としては学徒厚生審議会に諮問して、基本的に掘下げて検討していただいているから、その答申をよりどころにして今后努力したい。これには予算の必要もあるので、審議会の結論に基いて検討したい旨述べられた。最後に会長から、本協会で決議して要望してはあるが、黙つているとそのままになるから私見として厚生補導に関する金と人との問題を要望した方がよいのではないかと思う旨述べられた。

(各委員会の要望事項を整理するために十一時十五分から約三十分間 休憩)

五 本総会における協議事項の取扱について

会長から休憩中に開催した役員会において協議した結果につき、次の通り報告があつて、承認された。

(一) 政府に左の事項に関する要望書を提出することを採択した。

- 1 学生の厚生補導に関する職員、施設を充実するよう努力していただきたい。

2 学生健康保険制度の実施については、国立大学はすべて賛成であるが、国立大学以外の大学で難色を示す向きもあるから、加入を希望する大学だけで実施していただきたい。

3 第六常置委員会委員長から報告のあつた要望事項及び大学間の協力を実行するための経費を要望する。

(二) 教員養成制度の問題は重要な事項であつて、中央教育審議会に諮問されているから、本協会の意見書を作成して提出し、審議会これを参考にされるように要望する。また、科学技術教育振興の問題については、早急に連絡委員会を開き、意見をまとめて提出する。

右の意見は、教員養成制度についての意見と同様に審議会の参考にしていただきたい。

なお、要望書の作成については、会長、副会長に一任された。

六 理事の増員について

右について会長から意見を求められ、田所北海道学芸大学長から、理事の増員は、新設の十四大学が要望したのであるが、その理由は、現在新設大学の意見はこれを役員会に反映させて採択してもらつていう方法をとつているが、それ以外に本協会の運営上、理事を増員して新設大学からも多数これに加わる必要があると思つてからである。現在理事は、地区別に選出されているが、量的な問題は解決されても質的にすべてのものを包括することはできない。旧設の大学は全国の各地区から理事に選出されているが、新設の大学はそうではないので、質的なバランスから考えて理事を増員し、新設大学からこれに加わることが協会の運営上合理的だと思つての意見の開陳があつた。右に対し会長から、理事の増員は会則の変更になるが、役員会では理事の増員はしないで各常置委員会を活用すればよからうとすることであつた。更に強い要望があれば検討するが、本問題は後日に譲りたい旨述べられ、了承された。

七 文教施設費の内容について

緒方大学学術局長から右について、会長から質問があつたが、文教施設費のうち新設のもの経費は二億四千万円であつて、東京大学の物性研究所、原子核研究所、大阪大学のホットラフ、原子炉の新設又

は整備にあてられる。右以外のものは戦災復旧、老朽校舎改築のための経費である。また昭和三十二年度文教施設費の総額は二十九億円余であるが、そのうちに学生補導関係の経費が約一億円含まれている。そのほか、研究施設、校舎教室等の施設は優先するから、講堂、学生寮等の建設は十分にいつていない旨の説明があつた。

八 国費外国人留学生の受入れについて

右について会長から、国費外国人留学生の受入れは、趣旨は結構であるが、屢々日本語ができなかつたりして訓育上種々問題があるようであるが、選考方法を検討していただけないか、また、これを受入れる大学に対する特別の予算措置、生活上の補導について考慮願えないものかと述べられ、岡野学術課長から、国費外国人留学生の受入れは昭和二十九年から始まり、東南アジアから二〇名欧米から一〇名来ていたが、本年度から東南アジア四〇名、欧米一〇名に増員された。選考方法は、相手の国と話合つて推薦して来た者を文部省、外務省において選考して決めている。欧米から来る留学生は、日本語が相当できることを前提要件としている。東南アジアから来る者については、東京外国語大学、大阪外国語大学に別科を設け、そこで一年間日本語を勉強させた上で、希望大学に入学をお願いしている。東南アジアから来る留学生については、現地における日本語の予備的教育を行う必要がある。その対策について外務省と研究している。欧米から来る留学生は従来は一年であつたが、今後は二年の者を研究留学生として認める。東南アジアから来る留学生は、従来は学部に入學しているが今後は研究留学生として認める。宿舍は、従来国際学友会があつて東南アジアから来る留学生を収容しているが、昨年からは東京のほか大阪にも宿舍ができた。しかし本人が他所に下宿することを希望すれば希望を容れている。なお、昨年度及び本年度の予算で本年十月に東南アジア留学生を収容する寄宿舎が完成する。東京以外の各地に留学する者に対する宿舍の手配はできていない。名古屋大学、京都大学等では寄宿舎にとめてもらつてゐる。本年度は予算化していないが、下宿の斡旋ができるようにしたいと考えてゐる。現在留学生の総数は八二名(国立大学在学中)で、集中してゐるのは東京大学及び東京外国

語大学である。いずれも定員外として入学をお願いしている。留学生は学部に分散しているので、学生経費を要求しているが、うまくいかない。留学生受入れの制度を早くつくり、経費、人員の面も措置したいと考えているが、まだ実を結んでいないとの説明があつた。

九、その他

(一) 関口山形大学長から、本協会に加入している七十二国立大学のうちには、旧制大学を母胎にするものと戦後教育制度の改革により新設されたものの二種類があり、後者には特殊な問題があるが、本協会の運営も文部省の方策も、これについて徹底的な理解が欠けているのではないかと思われるので、必ずしも、理事を増すようにとはいわぬが相互に理解して本協会を運営していただくと共に、文部当局においても新設大学の立場を考慮したい旨の要望があり、会長から、右の意見は尊重されるべきであるが、従来本協会の運営において新設大学を差別待遇したことはなく、また、理事も独断専行したことはない。本協会の組織は、常置委員会が基礎となつており、その各常置委員会には各大学の学長が参加されているから、その意見は、常置委員会を通じて総会に反映されるはずである。また理事のうちには、新設大学からも入つている旨述べられた。

(二) 本年は秋にもう一度総会を開催することとし、期日その他は改めて通知することとなつた。

以上をもつて午後〇時三十分閉会、第十四回総会を終了した。

5 科学技術教育振興に関する連絡委員会

日時 昭和三二、七、一一(木)午前九時半―午後三時
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 矢内原会長、内田委員長、滝川、蠟山、山田(穂)、小林、渡辺、山田(良)、遠藤、寺沢、正田、清水、大畑、杉野目、村上、田所、北川、松山各委員
(欠席者) 江国委員

内田委員長主宰の下に開会。

科学技術教育振興の問題については、まず全般的に一応話し合いし、審議の順序を統一すべきであるが、本問題については、既に文部大臣から中央教育審議会に諮問あり、同審議会においても、これに関する明年度予算概算作成のため特別委員会を設けて審議を急いでおり、近く結論を出すことになつてゐることであり、本協会からの意見の提出をまつてゐることである。したがつて、本協会としても学校制度等の根本的刷新については、慎重な審議をしなければならず相当の時間を要するので、これは後日改めて審議することとし、差し当り応急の措置をとる必要があり、本日直ちに意見をとりまとめることとした。よつて、問題点について各委員間において各観点から活潑な意見の交換があつて後、小委員会を設けて原案を起草することとなつたが、教員養成における科学技術教育の刷新振興は別個に考究することを要するので、二つに分れて審議することとした。

(午後十二時半昼食休憩)

午後一時から小委員会を開催し、その審議の結果を蠟山、村上両委員から、それぞれ報告あり、質疑応答の上、別に掲載の通り(この会報の内覧報部9:第35頁参照願います。)決定した。なお、次回会議は九月十八日に開催することとした。

6 科学技術教育振興に関する連絡委員会

日時 昭和三二、九、一八(水)午前十時―午後零時半
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 森戸副会長、内田委員長、滝川、蠟山、山田(穂)、小林、渡辺、遠藤、正田、大畑、杉野目、村上、田所、北川、江国各委員
(欠席者) 山田(良)、清水各委員、但し寺沢委員は代理出席
文部省 妹尾大学学術局技術教育課長

内田委員長主宰の下に開会。

内田委員長から、科学技術教育振興につき、前回の協議により、明年度予算概算作成の参考に資するため、その応急措置として七月十八日、(一)科学技術教育振興に対する意見及び(二)教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見を文部大臣ほか関係各方面へ提出しておいたが、そのうち学生一人当り年間所要経費については、総合大学では明確な資料がないが、東京工業大学には比較的明瞭なものがあるので、主としてこれを基として作成したとて、その内容を詳細説明あり、承認を得た。

次いで、現在、科学技術教育振興対策の根本措置は、何といつても先づ大学財政の建直しが第一であり、この問題は単に科学技術教育に関連してのみならず、全体計画の上から別個に取り上げ検討する必要があるとの意見があり、これに関連して、文部省で立案し既に実施に移した明年度の理工系学生の増募学科とその人数の算出基準及びこれに対する予算措置について質疑応答並びに意見の開陳があり、なお、森戸副会長から中央教育審議会特別委員会の中間報告の概要について説明があつて、引続いて既に限界を越している現在の大学財政では、今回の文部省案による学生の増員は困難であり、殊に一般教養面では受入れは不可能である点、国民生活の安定の基礎を科学技術教育の振興にのみ求めることには問題があり、社会科学や人文科学の立場をも常に念頭において基本計画を樹てるべきである点その他について種々意見の開陳があり、結局この際、本協会自身一般を納得させることができるような権威ある具体的根本的な大学財政計画案を作ることが必要である。中央教育審議会へはその委員である本協会の会長、副会長を通じて、本会の趣旨を反映させること、その調査研究に当つては、科学技術教育の振興にのみ偏せず、人文系社会系方面の協力をも得られるようにすることが肝要である。就ては本協会にも若干の経費もあることであるし、調査研究の機関組織等について、矢内原会長に相談し、次回の本協会総会に付議して決定していただくことにした。

7 第一常置委員会

日時 昭和三二、九、一九(木)午前十時半—午後零時半
場所 学士会館

出席者 森戸副会長、滝川委員長、佐藤、安達、蠟山、古林
山田、鰐淵、中野、江国、辻田、関口各委員
(欠席者) 木部委員

文部省 春山大学学術局大学課長

滝川委員長主宰の下に開会。

一、文理学部の整備改善について

この問題については、さきに本会で検討し、更に文理学部を有する十四の大学長において具体的問題について種々検討を加えてきたが、文部省において作成された国立大学組織運営に関する改善要項中「別紙二」の各学部改善参考案の一の文理学部「3」項に四つの案が示されてあるので、大体この案に準拠して更に十四の大学において検討し具体案を作成の上、本委員会において更めて審議することとした。

二、一般教育担当部局の制度化について

右につき、本年七月新潟大学において開催した第五回関東甲信越地区国立大学長会議の申合せとして、その代表者から、本協会においてこの問題に対し適切な結論を得られるよう研究方依頼してきたが、一般教育担当部局を制度化することは、教育公務員特例法等の法令上の改正を要し、その実現は四囲の事情から容易でないので、この際管理職等の問題には触れず、学内において委員会等の組織を強化し、その運営により措置することが適当と思われる。なお、根本的には一般教育のあり方が問題であるから、その内容については併せて研究するので、以上の問題については、本協会総会において研究することが望ましい。

8 役員会

日時 昭和三二、九、一九(木)午後三時—同六時
場所 学士会館
出席者 会長、副会長、各役員、各常置委員会委員長
(欠席者) 戸田、勝沼、大泉、井藤各役員、東第三
常置委員会委員長但し寺沢第五常置委員会委員長は
代理出席

文部省 春山大学学術局大学課長

矢内原会長主宰の下に開会。

一、理事交替について

会長から東北大学長高橋里美氏退職、その後任として黒川利雄氏が
就任された旨報告あり、紹介された。

二、第十五回総会の開催期日並びに議題について

右開催期日は、十一月十四日(木)、十五日(金)の両日とし、議題
は次の通り決定した。

(一) 科学技術教育振興について

内田科学技術教育振興に関する連絡委員会委員長から委員会を七
月十一日(木)第一回開催、研究すべき議題は多いが文部省において
昭和三十三年度予算概算要求を決める時期が近づいているので、一
応それに間に合うよう本委員会から意見書を提出することとなり、
七月十八日、(一)科学技術教育振興に対する意見書及び(二)教員養成に
おける科学、技術教育の刷新振興についての意見書を文部大臣ほか
関係各方面へ提出した。次いで九月十八日(水)第二回委員会を開
催、恒久的問題について研究した。種々意見はあつたが、最終的に
は科学技術教育振興を中心として、国立大学の根本的な長期的
のはつきりした財政計画を是非作りたい。このためには各国立大学
の実情を調査しなければならない。本協会にも若干調査研究費もあ
るので、この旨会長へ申述べ、同意を得られれば次回の本協会総会
に附議していただきたいとの結論であつたとの報告があつた。

これに対し、会長から本協会としては、科学技術教育振興の見地
から絶えず研究調査のために機関を設けることには賛成である。唯
文部省においては、中央教育審議会へ諮問し、具体案を作つて着々
進捗してゆくのので、本協会としてもこれに間に合うよう併せて当面
の具体案を作成する必要がある。これにより翌年度の予算作成に当
つて、国立大学の意見がこれに反映するようにしたい。本協会自ら
長期計画に併せて研究審議していくことは焦眉の急であると述べら
れた。唯、調査機関の組織が問題であるが、理事会を中心として、
これに二、三の専門委員を加えることとし、その人選は会長と森戸
副会長、内田委員長に一任することとした。

(二) 文理学部の整備改善について

滝川理事(第一常置委員会委員長)から、本問題について、さき
に文理学部を有する十四の大学長において検討することとなつてい
たが、今回、文部省において作成された国立大学組織運営に関する
改善要項中「別紙二」の各学部改善参考案の一の文理学部「3」項
に四つの案が示されてあるので、この案に準拠して更に十四の大学
長において検討することになつたと、同案の説明があつた。

本問題については、既に実際の解決の段階にきているので、来る
十月十日開催される十四の大学長の会合において作成される具体案
の報告をまつて、第一常置委員会において更に審議し、本協会の総
会前に具体案を作成することになつた。

(三) 一般教育担当部局の制度について

右につき、滝川理事(第一常置委員会委員長)から、本年七月新
潟大学において開催した第五回関東甲信越地区国立大学長会議の申
合せとして、その代表者からこの問題につき適切な結論を得られるよ
う研究されたいとの依頼があつたが、一般教育担当部局を制度化す
ることは法令の改正を要するものもあり、その実現は容易でないの
で、学内において委員会等の組織を強化し、その運営により措置す
ることが適当と思われるが、根本的には一般教育のあり方に問題が
あるから、その内容についても本協会において更に研究していただ
きたいと第一常置委員会において決定したとの報告があつた。

これについては、一般教養の部局は、学部にはできないが、各大学の事情に応じて学内で制度化し、これを部局として取扱うようにすればよいと思う。これにより人事や管理職手当等の問題も自ら解消するだろうとのことであつた。この問題については、第一常置委員から次回の本協会総会に提案することとなつた。

四 入学試験時期を各大学同一にすることについて

右につき江国理事から本年七月新潟大学において開催した第五回関東甲信越地区国立大学長会議において、国立大学の入学試験施行の二期制には、種々問題があるので、これを各大学同一にすることは、同会議へ出席の大多数の大学では原則として賛成だが、その実施については踏み切れない大学もあるので、その決定は各大学に任されたいとの要望書を文部省へ提出したとて、その利害得失を実情に即して詳細に説明あり、本協会においても教育の本質に関することでもあるので、全国大学の問題として研究せられたいとの提案があつた。

これに対し、春山大学課長から、二度受験の機会を与える二期制を廃止することには、文部省としては賛同することはできないとのことであつた。この問題は、第二常置委員会の所管の問題であるから同委員会において総会前に更に検討することになつた。

四 本年度大学卒業予定者の就職推薦並びに選考の開始時期について
右につき進藤事務局長から、本年九月十三日付で、日本私立大学連盟会長から、文部省よりの推薦並びに採用の選考開始期日の通牒の趣旨に沿うつもりであつたところ、最近に至り多数の有力な業界側からその以前に推薦依頼の申込あり、これを拒絶することは、現実の問題としてできないと考えられるので、本連盟においてかねてから希望してきた通り、この際、これに依じて採用者側、就職希望者共々円滑な処理をしたいとの通告があつた。文部省では、これは受けつけないが、しかしどうにもならないことであるとのことであつたとの報告があつた。

九時五十分から、総会は同十時二十分から開会したいと述べ、承認を得た。

会長から、来る十一月十二日長崎大学医学部の百年祭へ出席につき、次回本協会総会の第一日（十一月十四日「木」）開催の役員会は、午前

二、 会 計 中 間 報 告

昭和32年度半期 (自昭和32年4月1日
至昭和32年9月30日) 決 算

国立大学協会

| 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 予算額と決算 額との比較 | 備 考 |
|--------------|-----------|-----------|-----------------|---------------------------------------|
| 歳 入 の 部 | 2,200,000 | 2,127,189 | △ 72,811 | |
| 1. 会 費 | 1,220,000 | 1,160,000 | △ 60,000 | 未収会費 (3大学12学部) |
| 2. 預 金 利 子 | 30,000 | 16,586 | △ 13,414 | |
| 3. 前年度繰越額 | 950,000 | 950,603 | 603 | |
| 歳 出 の 部 | 2,200,000 | 688,239 | 1,511,761 | |
| A 事 業 費 | 950,000 | 322,856 | 627,144 | |
| 1. 総 会 費 | 400,000 | 207,067 | 192,933 | 第14回総会 (昭和32年6月14日~15日) 会報第12号 |
| 2. 役 員 会 費 | 40,000 | 20,384 | 19,616 | |
| 3. 委 員 会 費 | 60,000 | 30,535 | 29,465 | |
| 4. 会 報 発 行 費 | 100,000 | 33,600 | 66,400 | |
| 5. 調 査 研 究 費 | 350,000 | 31,270 | 318,730 | |
| B 事 務 費 | 950,000 | 365,383 | 584,617 | |
| 1. 人 件 費 | 690,000 | 311,175 | 378,825 | 職員3人 |
| 2. 備 品 費 | 20,000 | 0 | 20,000 | |
| 3. 借 用 料 | 40,000 | 18,696 | 21,304 | |
| 4. 消 耗 品 費 | 30,000 | 4,525 | 25,475 | |
| 5. 印 刷 費 | 40,000 | 2,170 | 37,830 | |
| 6. 通 信 費 | 50,000 | 18,320 | 31,680 | |
| 7. 旅 費 | 30,000 | 0 | 30,000 | |
| 8. 雑 費 | 50,000 | 10,497 | 39,503 | |
| C 予 備 費 | 300,000 | 0 | 300,000 | |
| 10月以降に繰越 | 0 | 1,438,950 | 1,438,950 | |

財 産 目 録

昭和32年9月30日現在
国立大学協会

| | |
|---|--|
| 1. 資 金 現 在 額 (1) 定 期 予 金 (20万円 6口) (2) 普 通 預 金 合 計 | 1,200,000円 238,950円 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> 1,438,950円 |
| 2. 備 品 台 帳 総 計 額 {公印、書庫、書棚、謄写版、名票、石油} {コンロ、窓日除、書籍等 22点} | 51,500円 |

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員職務は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日
で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

第五常置委員会（大学間の協力に関する問題）

委員長 寺 沢 寛 一（電気通）
 委員 正 田 建 次 郎（大阪大）
 上 野 直 昭（東京芸）
 石 原 寅 次 郎（富山大）
 児 玉 桂 三（徳島大）
 〇 今 中 次 麿
 〇 長 谷 川 万 吉
 〇 早 坂 一 郎

第六常置委員会（大学財政に関する問題）

委員長 井 藤 半 弥（一橋大）
 委員 岩 崎 民 平（東京外）
 大 野 勝 治（帯広畜）
 大 畑 文 七（滋賀大）
 鈴 木 重 雄（岩手大）
 杉 野 目 晴 貞（北海道）
 内 田 俊 一（東京工）
 吉 田 正 男（東京農）
 勝 沼 精 藏（名古屋）
 清 水 勤 二（名古屋工）
 大 泉 行 雄（香川大）
 大 羽 真 治（神商船）
 藤 井 種 太 郎（福岡学）

第七常置委員会（教員養成に関する問題）

委員長 村 上 俊 亮（東京学）
 委員 朝 永 振 一 郎（東京教）
 武 田 一 郎（北海道学）
 清 水 多 栄（岡山大）
 小 池 敬 事（新潟大）

委員

内 藤 卯 三 郎（愛知学）
 落 合 太 郎（奈良女）
 稻 荷 山 資 生（奈良学）
 北 川 久 五 郎（大阪学）
 松 山 基 範（山口大）

4、科学技術教育振興に関する連絡委員会

委員長 内 田 俊 一（東工大）
 委員 滝 川 幸 辰（京都市大）
 山 田 穰（九州大）
 蠟 山 政 道（お茶の水女子）
 江 国 正 義（横浜国）
 小 林 政 一（千葉大）
 渡 辺 万 次 郎（秋田大）
 遠 藤 隆 次（埼玉大）
 山 田 良 之 助（静岡大）
 寺 沢 寛 一（電気通）
 正 田 建 次 郎（大阪大）
 清 水 勤 二（名古屋工）
 大 畑 文 七（滋賀大）
 杉 野 目 晴 貞（北海道）
 村 上 俊 亮（東京学）
 武 田 一 郎（北海道学）
 北 川 久 五 郎（大阪学）
 松 山 基 範（山口大）

5、各専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員
 大 塚 博 北海道大学学生部長

田 中 晃

松 山 基 範（山口大）

鈴木康三九

柳瀬良幹

柏木 嵩

斯波 義慧

鎌田 正宣

下村 康

久武 雅夫

田崎 忠勝

難波 得三

木村 作治郎

山下 康雄

平塚 錦平

丸山 国雄

瀬尾 愛三郎

酒井 清一

森河 敏夫

石川 仁三

伊藤 藤野

伊藤 藤野

6 第二常置委員会委員長選任

第六常置委員会専門委員

進藤 小一郎

佐藤 憲三

石川 仁三

伊藤 藤野

伊藤 藤野

小池委員長が退任されたので、前例に基き、後任委員長を書面により各委員間において互選していただき、六月十三日開票の結果、総投票数十一の内

- 三票 千葉大学長
- 二票 群馬大学長
- 二票 埼玉大学長
- 一票 静岡大学長

- 小林 政一 殿
- 西 成甫 殿
- 遠藤 隆次 殿
- 山田 良之助 殿

東北大学学生部長

千葉大学学生部長

東京大学学生部長

東京学芸大学教務補導部長

東京教育大学厚生補導部長

一橋大学厚生補導部長

信州大学厚生補導部長

金沢大学学生部長

京都大学学生部長

名古屋大学学生部長

広島大学補導部長

山梨大学学生部長

九州大学学生部長

茨城大学学生部長

大阪大学学生部長

東京大学事務局長

東京工業大学事務局長

十橋大学事務局長

東京教育大学事務局長

7、要望書の提出

一票 東北大学長 高橋里美 殿
棄権 一票
となり、第二常置委員会委員長は千葉大学長小林政一殿が当選新任された。

第十四回総会（六月十四、十五両日開催）における協議に基き、矢内原会長より左の通り、七月十五日付をもつて提出した。本件は昭和三十二年七月二十二日国大協庶第一四三号をもつて、各国立大学長宛通知済である。

要望書提出先

- 松永文部大臣、稲田文部事務次官、天野中央教育審議会会長、衆、参
- 両院文教委員長、人事院総裁、緒方大学学術局長、北岡調査局長
- 要望書写送付先

- 春山大学課長、蒲生庶務課長、西田学生課長、参議院文教委員会調査室長

要 望 書

最近における科学技術の著しき進歩と産業技術の革新とは、俄かに世人の注目するところとなり、科学技術の振興が強く叫ばれるに至つた。産業経済の発展と充実、延いては国民生活の安定と福祉が、科学技術の振興に俟つこと多きは固よりであるが、更にこれ等は又大学における諸々の両域にわたる文化の伸張の上に、そしてこれらは又大学における諸々の学問の進歩発達の基盤に培われるものであることは言を俟たない。然るに今日国立大学の施設は、新制大学発足してすでに十年を経たにかかわらず人的にも物的にも未だ甚だ不備であり、かつ研究運営の費用は極めて乏しき状態にあつて、我等負荷の重大なるを思い寒心に堪えない。わが国立大学協会はこれまで数回にわたり政府及び国会に実情を訴え、重大な事項については改善の要望をくり返して来たのであるが、今般第十四回総会を開き、更に議を練り検討を加えた結果、最も切実な左記事項

について情を陳べ、早急にこれらの実現方を当局に対して要望することを、満場一致をもつて決議した。国費多端の折柄であるが、国民の興隆は學術の研究と教育によることがいかに大であるかを思い、更に戦前に比して大学の経費が実質的に減少している実情を見れば、国としては大学における研究と教育の充実に対し相当思い切つた経費の増額を計るの
でなければ、日進月歩の世界學術の進歩におくれるのみでなく、わが国運の将来に対し悔をのこすことになるであろう。この要望書を提出する
所以もまた、一にここにあるのである。

記

一、教職員定員の増加と待遇改善

(1) 教官、補助職員、管理職員の増加

教科と研究の分野は最近急激に拡大され、且つそれぞれの分野における研究内容も亦深奥を極めつつある。大学の規模もこれにしたがい拡大されつつあるにかかわらず、大学院関係については不完全講座の充実という形で若干の補填をみたに止り、その他の講座研究部門については定員の新規増は容易に認められず、しかもその大部分は純増でなく現在既に不足している定員中からの振替もしくは組替などによつて糊塗されている状態であつて、規模の拡大に伴わず又教官の研究及び授業に不可欠の補助職員数の不足、更には、研究実験施設の近代化、老大化に伴い施設要員数の不足が甚だしく現状で推移せんか大学の機能は唯萎縮するのみである。大学は教育と研究の場であつて単なる事務又は行政の庁でないことを認識し、実情を精査して教官、補助員、管理職員の定員増加を望む。

(2) 教官の待遇改善

現在の公務員の給与は最低の生活給の範囲を出でない。国立大学の教授、助教は最高学府の責任ある学者として、又学术交流の盛んな国際社会にその地位を占むる者として現給は余りにも貧しい。相当の講座担当手当、研究手当を設けられたい。

(3) 在外研究員制度の拡充

本年度に在外研究費予算三千万円の増額されたことは多とするがしかし国立大学の教官二万五千に対し尚第一種一年二十五人、第二

種三ヶ月二十九人合せて五十四人の少数にすぎぬ。大学によつては創設以来唯の一人も在外研究に出ていない実情である。戦前直轄諸学校を含めて教官六千人に対し年々百五十余人の在外研究員を派遣していたことを思うと、科学振興を叫ばれつつある今日思い半に過ぎるものがある。一学部一人の割にて年間少くとも二百四十四人の在外研究員を派遣されるよう処置されたい。

二、教育、研究施設の拡充と整備

(1) 教室、研究室等の整備充実

文教施設整備費が今年度増額され二十九億円となつたことは喜ぶべきことであるが、しかし資材の値上り、原子力関係等の新規増加を計算に入れると、まことに微々たるものといわねばならない。戦災の復旧、震災の復旧、災害の復旧、老朽校舎の改築、大学昇格に必要な拡張など尚五〇〇億円を必要とする。六ヶ年計画とし年々八〇億円に増加されたい。

(2) 学寮、学生会館等の整備充実

学生生活に安定と潤いとをあたえるために学寮や学生会館等を整備充実することの重要性は今更いうまでもない。国立大学におけるこれ等の現状は全く慘憺たるものである。人間形成のための教室外教育の重要である時、これら学生生活に対する施設を放置することなく、早急充実・改善の措置を講ずべきである。

(3) 設備の更新と整備

国立大学における教育と研究の設備が古くより更新せられず、甚だ不備であつて、大戦前後を通じて約二十年間の久しく何等顧みられなかつた事實は驚くべきものがある。この際最近の新鋭研究設備を新に入れると共に、既存設備の思い切つた更新と整備の処置を講じなければならぬと思う。

三、教育費、研究費等の増額

大学における教育及び研究の経費が乏しく、教育と研究に支障が甚しいと訴えられて久しい。年々多少の増加はあるが戦前と比較して先づ物価指数から見ると、今日の予算単価は約三分の一にも達しない。又最近我が国の産業復興目覚しく、鉱工業の生産高は戦前最高の二倍半

といわれている。しかるに大学における研究費、学生経費は戦前の半にも達しない。専門学校が大学となり、大学院の制度が劃期的に組織化され、研究の分野が拡張される等の事由に基き、次の諸経費の大幅な増額を要求する。

イ 教官研究費（講座研究費）

ロ 教官研究旅費・学生実地指導旅費

ハ 専任講師の研究費

ニ 学生経費特に大学院学生経費

ホ 図書購入費

四、学生部の強化と職員の待遇改善

学生の厚生補導の問題は大学にとつて又社会から見ても極めて重大である筈なのに兎角軽く取扱われている傾がある。この問題の中でも重要なのは学生部職員の充実である。即ち学生部に専任の部長をおき教授の身分を与え、教育公務員特例法という部局長とすると共に部下職員の定員を増加しその待遇を改善することが急務である。尚学寮学生会館等厚生補導に関する施設の整備については第二項第二号に記載したことを参照されたい。

五、学生の健康保険について

この問題については昭和二十六年以来調査と審議を重ねて来た。文部当局もこれを取上げ、国・公・私立全体の問題として研究をつづけているのであるが、不幸にして議尚いまだ纏らないことは甚だ遺憾である。国立大学は一致して早急に学生の健康保険が実施せられることを切望し、国・公立大学並に参加を希望する私立大学だけについても昭和三十三年度に実施に必要な経費が予算に計上されることを要望する。

8 教員養成制度に関する意見書の提出

第十四回総会（六月十四、十五両日開催）における協議に基き、矢内原会長より左の通り、七月十五日付をもつて提出した。本件は昭和三十三年七月二十二日国大協庶第一四三号をもつて、各国立大学長宛宛通通知済である。

本意見書提出先

松永文部大臣、天野中央教育審議会会長、稲田文部事務次官、緒方大
学学術局長、北岡調査局長、内藤初等中等教育局長、杉江中等教育課
長、上野初等教育課長

現行の教員養成制度は、実施以来既に十年に垂んとしているが、この間、各般の事情の変遷に伴いおのずから不備欠陥を露呈するに到り、これを現状のまま放置することは許されず、急速にその改善と充実をはかる必要がある。

国立大学協会第十四回総会を開催（昭和三十三年六月十四、十五の両日）したる際、本協会第七常置委員会において、特にこの問題を探り上げ、慎重審議の上総会に附議し、総会は一致の議を経て採択したので別紙「教員養成制度に関する意見書」を茲に提出する。

教員養成制度に関する意見書

教員養成制度の改善と充実をはかるためには、まず教員免許制度に根本的な改正を加えなければならない。特に義務教育学校の教員養成については教員養成の本旨にもとづいて計画養成の方針を確立し、今日緊急焦眉の問題たる教員の需給関係を根本的に調整すると共に大学制度・教員養成大学・学部整備・充実をはからなければならない。

一、教員免許制度

(一) 現行の教育教員免許法は履修すべき単位の種類・数を規定するに止つて、適正な単位認定の方法については何等規定するところがない。従つて免許状の取得が極めて形式的な安易な方法によつて行われていることは、毎年授与される老大な免許状の數に徴しても明らかである。かかる教育教員免許法の単位主義・形式主義は教員養成を甚しく形式化し、免許状そのものすら名目化して、教員養成にたいする不信とその質的低下を招く最大の原因をなしている。かかる免許法の単位主義・形式主義をまず改むべきである。

(二) 教育教員免許法は教員養成の最低基準を示しているものであるから、教員養成を主たる目的としない大学・学部においては、最低基準によつて教員養成が行われることになる。最低基準によつて養成される免許状取得者が多数を占めることになれば、職員全般の資質

・能力の低下を来たすのは必然の結果といわなければならぬ。かかる教育職員免許法の最低基準主義を改むべきである。

（四） 教員免許制度として国家試験を採用することについては、教員養成の本旨からみて最も警戒を要する多くの困難な問題を伴うものであるから、特に慎重な態度を要する。

二、大学制度

（一） 教員養成については相異なる二つの思想がある。その一は、一般的人間の教養及び専門的学問的教養を重視する思想であり、他の一は、教職教養を重視する思想である。その何れも一面の真理を含みながら偏つた思想であるといわなければならない。教員養成の本旨は教員たる者の統一された人格と豊かな教職教養を育成することにある。従つて一般的人間の教養と専門的学問的教養と教職教養とがそれぞれ十分に重視されながら、統一された内容と方法において育成されることが教員養成の必須的要件である。かかる教員養成の本旨にたいする認識が、さらに明確にされなければならない。

（二） 大学における教員養成の制度・組織については、教員養成の本旨を実現し得るようにこれを整備し、その充実をはからなければならない。

（三） 教員養成大学・学部 of 教育課程・履修方法・学生補導等についてはこれに基本的検討を加え、さらに適切有効な構成をあたえると共にその実施に必要な教官組織・施設・設備の改善・充実をはからなければならない。

三、教員需給

（一） 児童・生徒数の増減、現職教員の退職、学級当り児童・生徒数その他の諸条件を勘案して教員需給について恒久的対策を講ずべきである。

（二） 緊急解決を要する教員の需給関係を調整するために中央及び地方に適当な機関を設け、その連絡・指導に当らしめることが必要である。

（三） 教員の身分の安定、待遇の向上をはかるために根本的対策を講ずべきである。

9、一、科学技術教育振興に対する意見書の提出

二、教員養成における科学、技術教育の刷新振興についての意見書の提出

本協会第十四回総会（六月十四、十五両日開催）において、「科学、技術教育振興に関する連絡委員会」が組織されたので、その第一回会議を七月十一日東京大学大講堂南側会議室において開催し、慎重協議の上、次の通り意見の一致を得たので、矢内原会長より、七月十八日付をもつてそれぞれ提出した。

本書提出先
松永文部大臣、天野中央教育審議委員会、稲田文部事務次官、緒方大学術局長、茅日本学術会議会長、衆、参両院文教委員長、日本経営者団体連盟、経済団体連合会、

なお、本件については、昭和三十二年七月二十二日国大協席第一四四号をもつて、各国立大学長宛通知済であります。

科学技術教育振興に関して本協会は特に科学技術教育振興に関する連絡委員会を設けて、慎重協議の上別紙

一、科学技術教育振興に対する意見

二、教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見を得ましたのでご高覧に供する。

科学技術教育振興に対する意見

科学技術教育の振興は、学校制度及び教育方法についても根本的検討を必要とするが、本委員会は差し当り応急の方策について先ず考慮を払ふこととして、国立大学の現状に鑑み、左の如き事項を応急対策として実行することが妥当であるという結論に達した。ただし応急対策実施にあつて、科学技術者の需給関係についての一般的動向と、大学教育の趣旨に背馳することのないよう配慮する必要がある。

一、現行の学生定員を増加する場合には教官特に助手、並びに技官その他補助職員の増員、教育研究設備、建物施設等について充実整備するこ

とが絶対に必要である。これらの条件を充たされない場合には、現状に於ては応急の措置としても、学生定員の増加は極めて困難である。

二、専門教育のための基礎学力を充実に向上せしめるために基礎科目を設置もしくは整備することとし、そのためには一般教育に携わる教官の定員を充実に配当しなければならない。

③ 近代科学の発達と産業社会の需要に應ずるため、国立大学における欠陥と不備に鑑み、適切な学科及び科目を新設すること。

四、現在設けられている学科及び科目の内容、施設特に実験、実習の設備は極めて不備である。これを充実に整備して、学生の学力低下を防止し、その向上を図ることがむしろ先決であり極めて緊要である。

五、理工科教育の教員養成は、科学技術者の育成に質量共に重要な関係があるので教員養成大学の場合には勿論、一般大学における教育の方法及び施設の改善が必要である。

六、科学技術者の社会的需要に伴い大学は優秀な教官及び研究者を得るに困難を来す傾向があるが、これがためには大学教官の給与待遇を改善する必要がある。

七、以上の事項及びその条件を達成するためには、国家予算の確保が絶對的に必要であるが、その費用の概算算定については左記の如くである。

記

概 算 算 定

一、經常的所要経費学生一人当年間四十万円を要する。その内容として

は

イ 教育研究費

三二〇、〇〇〇円

人件的経費

一八〇、〇〇〇円

物件的経費

一四〇、〇〇〇円

ロ 管理的経費

八〇、〇〇〇円

人件的経費

六五、〇〇〇円

物件的経費

一五、〇〇〇円

である。

一、臨時的経費としての所要経費は

イ 学生一人当、当初設備

三〇〇万円

ロ 建物中実験室床面積

学生一人当 六坪

講義室床面積

学生一人当 一坪

を要する。

上記の数字は最下限を示すのであるが、此の数字を大幅に下廻るときは却つて学生の学力低下と教官の過重な負担となるから科学技術振興の目的を達し得ないと考えらる。

尚、画期的に振興せんとすれば十分な予算を確保することを要する。

昭和三十二年七月十一日

国立大学協会

科学技術教育振興に関する連絡委員会

教員養成における科学、技術教育の刷新振興についての意見

一、科学・技術教育の刷新・振興をはかるためには、小・中学校における算数・理科・技術等における基礎教育の改善充実ははからなければならない。そのためには何よりもまず小・中学校の教員養成における科学・技術教育の改善、向上をはからなければならない。

二、教員養成大学・学部における科学・技術の研究、教育の改善充実ははかるためには、小・中学校の教員養成に欠くべからざる最低必要の施設・設備はこれを充実にしなければならない。

三、教員養成大学・学部における科学・技術の研究・教育においては特に実験・実習を重んじ、そのために必要な経費を計上すると共に関係学科に少くとも夫々一名の助手あるいは技術雇員を増員することが必要である。

四、小・中学校における科学・技術教育の充実ははかるためには、教員養成大学及び学部にも再教育機関を常置し、継続的且つ計画的に現職教育を行うことが必要である。

五、再教育機関の運営に必要な教職員及び経費を計上すべきである。

六、小・中学校における科学・技術教育の改善、充実ははかるためには、理科教育の施設・設備を整備し、その効果的な運用をはかると共に学級規模を縮少し、一学級当り児童・生徒数を調整することが必要であ

る。

昭和三十三年七月十一日

国立大学協会

科学技術教育振興に関する連絡委員会

10、大学が求人側に対し卒業予定者の推薦を開始する時期等について（通知）

（緒方大学学術局長より矢内原会長宛）

昭和三十三年六月十四日付

このことについては、昭和二十八年年度以来御協力を願つてまいりましたが、本年度においても、さる三月二十九日以来、数次にわたつて業界関係者および国公立大学、短期大学の各協会、連盟等の代表者と懇談の結果、現在大学側の推薦開始期日が、十月一日以降三段階に分れていることが業界側に多大の不便を与えていることにかんがみ、この点を是正するとともに、さらに教育的見地から、採用試験期日とそれに対する大学の推薦期日とをいつそう遅くするのが適當であるとの意見が多数でありましたので、本年度からは、下記のような期日によることを原則にいたしましたと存じます。

ついでには、文部省から、別紙写のような依頼書を広く全国の主要事業主あてに送付しましたので、貴協会におかれても、なお、いつそう、この趣旨の実現に御協力をお願いします。

記

一、大学側の業界に対する推薦開始期日

イ 事務系 十月 一日以降

ロ 技術系 十月十三日以降

（ただし、同一都道府県内に所在する採用申込者に対しては、

十月十七日以降）

二、業界側の採用選考開始期日

イ 事務系 十月十日以降

ロ 技術系 十月二十日以降

（注）事務系の採用選考試験を十月十日以降とすれば、推薦と選考の間に余裕があつて、採用者側および受験者側に便宜であるばかりでなく、従来、事務系について二期にわかれていた試験が、同一時期に実施できます。

大学が求人側に対して卒業予定者の推薦を開始する時期等について、

（通知）

（緒方大学学術局長より矢内原会長宛）

昭和三十三年七月十六日付

このことについては、さきに六月十四日付文大生第四九八号で御依頼申しあげましたが、その際、大学側の推薦開始期日および業界側の選考開始期日については、「事務系」と「技術系」の区分を設けましたが、これらの区分の内容について疑義を生じている向きもありますので、文部省としては、下記の解釈によるものであることを、念のため通知します。

記

一、「事務系」 法律・政治・経済・商学・文学・社会・心理・史学・

哲学・※家政・教育・体育・保育・芸術・宗教等の人文科学系または社会科学系の学部、学科または研究科の卒業業者

二、「技術系」 工学・理学・農学・林学・医学・歯学・薬学・商船・

水産等の自然科学系の学部、学科または研究科の卒業業者
「注」※の「家政」は学部・学科の性格としては、技術系に属するものであるが、この区分は就職試験の時期についての区分であるから、とくに事務系に含めた。

昭和三十三年十一月十日 印刷
昭和三十三年十一月十一日 発行 (非売品)

会報 第十三号

東京都文京区本富士町一番地
東京大学構内

国立大学協会事務局長

印刷兼 進藤小一郎
発行者

電話小石川 (92)
4131
3181
3161
2161
2121
内線
5126